

第1章 道路交通の安全

1 交通安全思想の普及徹底

項 目	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	① 幼児に対する交通安全教育の推進
所管 福井県警察本部(交通企画課) 幼児に対しては、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能および知識の習得させることを目標とする交通安全教室を実施する。 また、幼児に対する交通安全教室は、効果的な交通安全教育を実施するため、紙芝居や視聴覚教材を利用する等、分かりやすい教育に努めるほか、可能なかぎり、保護者等の参加を促し、家庭・地域における交通安全意識の向上を図る。 所管 福井県健康福祉部(児童家庭課) 乳幼児に対しては、保育所等において、心身の発達段階や地域の特徴を十分に理解した上で、安全計画や事故防止のためのマニュアル等を作成するなどして、全職員の協力体制の下で日常的に点検を行ったり、家庭や地域の関係機関等と連携し、園児が交通安全の習慣を身に付けられるよう指導したりするなどの体制整備を行うよう関係機関に呼びかける。 所管 福井県教育庁(保健体育課) 幼稚園においては、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能および知識を習得できるよう交通安全教育を行う。			
項 目	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	② 小学生に対する交通安全教育の推進
所管 福井県警察本部(交通企画課) 小学生に対しては、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者および自転車の利用者として、道路を通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、道路および交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高めることを目標とする交通安全教室を実施する。 所管 福井県教育庁(保健体育課) 小学校においては、家庭および関係機関・団体等と連携・協力を図り、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味および必要性等について交通安全教育を行う。 児童が基本的な交通ルールや交通マナーが体得できるよう、交通安全教室を実施する。			
項 目	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	③ 中学生に対する交通安全教育の推進
所管 福井県警察本部(交通企画課)			

中学生に対しては、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行させる場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮ができるようにすることを目標とする交通安全教室を実施する。

また、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう、交通事故に関する情報の提供等の支援を行うとともに、地域において、保護者対象の交通安全講習会の実施や通学時の街頭指導など中学生に対する補完的な交通安全教育を推進する。

所管 福井県教育庁(保健体育課)

中学校においては、小学校の内容に加え自動車の特性、標識等の意味、応急手当等について、関係機関と連携し学校の教育活動全体を通じて交通安全教育を行う。また、中学生が日常生活の道路通行において危険を予測し、自他の安全のために主体的に行動できるよう、交通安全教室を開催する。

項 目	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	④ 高校生に対する交通安全教育の推進
-----	-----------------------	-----	--------------------

所管 福井県警察本部(交通企画課)

高校生に対しては、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車および特定小型原動機付自転車の運転者並びに自転車の利用者として安全に道路を通行するため、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することを目標とする交通安全教室を実施する。

また、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう、交通事故に関する情報の提供等の支援を行うとともに、通学時の街頭指導など高校生および相当年齢者に対する補完的な交通安全教育を推進する。

このほか、学校が立地している地域の一員として高校生の果たしうる役割を考えてもらう機会となるような交通安全活動を企画し、高校生の積極的な参加を要請する。

所管 福井県教育庁(保健体育課)

高等学校においては、学校の教育活動全体を通じて、中学校の内容に加え特定小型原動機付自転車・二輪車・自動車の特性、運転者の責任等について交通安全教育を行う。また、高校生が自ら命を守るための安全用品等の特性を理解したり、適切に意思決定したりして安全な行動ができるよう、交通安全教室を実施する。

項 目	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑤ 成人に対する交通安全教育の推進
-----	-----------------------	-----	-------------------

所管 福井県警察本部(交通企画課)

成人に対しては、自動車等の安全運転の確保の観点から、主として免許取得時および免許取得後の運転者の教育を行う。

免許取得後の運転者教育は、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所が行う運転者教育、事業所における安全運転管理者等が行う交通安全教育を中心として行い、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能および技術、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を図る。

また、安全運転管理者等の法定講習受講を徹底し、事業所における自主的な安全運転管理の活

発化に努める。

項 目	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑥ 高齢者に対する交通安全教育の推進
-----	-----------------------	-----	--------------------

所管 福井県警察本部(交通企画課)

高齢者に対しては、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能および交通ルール等の知識を習得させることを目標とした交通安全教室を実施する。

特に、運転免許を持たないなど、交通安全教育を受ける機会のなかった高齢者を中心に、戸別訪問による個別指導、見守り活動等の高齢者と日常的に接する機会を利用した助言等により、高齢者の移動の安全が地域全体で確保されるように努める。この場合、高齢者の自発性を促すことに留意しつつ、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品等の普及にも努める。

高齢運転者に対しては、運転技能自動評価システム、シミュレーター等の機器を活用した個別指導を実施するほか、高齢者のうち頻回事故歴者に対しては、自宅訪問による交通教育の実施や運転免許の自主返納支援制度を周知する。

また、高齢者講習および更新時講習の内容の充実に努めるほか、高齢者同士の相互啓発等により交通安全意識の向上を図るため、高齢者交通安全リーダーの養成等を促進し、高齢者クラブ等が関係機関・団体と連携して、自主的な交通安全活動を展開し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすよう努める。

さらに、地域における高齢者の安全運転の普及を促進するため、高齢者交通安全リーダーおよび地域の高齢者に影響力のある者等を対象とした参加・体験・実践型の講習会を実施し、高齢者の安全運転に必要な知識の習得とその指導力の向上を図り、高齢者交通安全教育の継続的な推進役の養成に努める。

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

高齢者が集まりやすい公民館等の集いにおいて、自らが運転時間帯や場所等を限定する安全運転の促進や、免許返納のメリットや返納手続きの流れを紹介するほか、安全に道路を横断するための実践的な指導(交通ルールの周知、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付ける等)、参加・体験・実践型交通安全教室を実施する。

特に、薄暮の時間帯や夜間に道路横断中の高齢者が事故にあうケースが多いことから、反射材商品を購入しやすい環境づくりを進めるほか、反射靴シールやカバンに装着しやすい反射キーホルダー、反射ブレスレットなど日常から使用しやすい反射材用品の無料配布を行い高齢者の反射材着用を推進する交通安全教育を実施する。

また、高齢者の事故が増加する9月・10月には高齢者をターゲットとした広告を新聞や情報誌に掲載し、交通安全クイズ等を通して交通安全意識を高める。

項 目	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑦ 障がい者に対する交通安全教育の推進
-----	-----------------------	-----	---------------------

所管 福井県警察本部(交通企画課)

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能および知識の習得のため、手話通訳員、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど障害の程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進する。

さらに、自立歩行ができない障がい者に対しては、介護者、交通ボランティア等の障がい者に付

き添う者を対象とした講習会等を開催する。

項 目	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑧ 外国人に対する交通安全教育等の推進
-----	-----------------------	-----	---------------------

所管 福井県警察本部(交通企画課)

外国人に対し、我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進するとともに、外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促進する。また、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等各種広報媒体を活用するなど我が国の交通ルール周知活動等を推進する。

外国人運転者に対しては、外国人の居住実態や要望等を踏まえ、日本の運転免許取得時に係る運転免許学科試験等の多言語化を推進する。

項 目	(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	種 別	⑨ 効果的な交通安全教育の推進
-----	-----------------------	-----	-----------------

所管 福井県警察本部(交通企画課)

受講者が、安全に道路を通行するために必要な知識および技能を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

交通安全教育を行う機関・団体と、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣および情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。

さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、技術の進展を踏まえ、常に効果的な交通安全教育ができるよう努める。

このほか、従前の取組みに加え、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトや SNS 等の各種媒体の積極的活用など、時代に即した交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。

項 目	(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進	種 別	① 交通安全運動の推進
-----	----------------------	-----	-------------

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、市町、関係機関・団体が相互に連携して、組織的・継続的に四季の交通安全県民運動を展開する。

運動の時期は、春、秋の全国交通安全運動に加え、夏、年末の北陸三県統一交通安全運動を展開する。

運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、事故実態等に基づいた交通安全運動の重点等について広く県民に周知し、県民参加型の交通安全運動として実施する。

運動の名称	実 施 期 間
春の交通安全県民運動	4月6日～4月15日
夏の交通安全県民運動	7月11日～7月20日
秋の交通安全県民運動	9月21日～9月30日
年末の交通安全県民運動	12月11日～12月20日

所管 福井県警察本部(交通企画課)

歩行者、自転車、自動車運転者の交通事故防止、夕暮れや夜間の交通事故防止等、時節や交通情勢を反映して設定された運動重点および地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて設定された地域の重点に即した効果的な警察活動を推進するほか、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体および交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

項 目	(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進	種 別	② 横断歩行者の安全確認
-----	----------------------	-----	--------------

所管 福井県警察本部(交通企画課、交通指導課)

運転者に対しては、信号機のない横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるための交通安全教育や広報啓発活動を実施する。

歩行者に対しても、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことといった交通ルールの周知を図るほか、道路横断時には、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。また、横断歩道を横断する際には、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、横断時に運転者に対して会釈をするといった「横断アクション・ペコリン運動」の実践を呼びかける。

さらに、重大事故に直結する悪質・危険性の高い違反である、横断歩行者等妨害等違反の指導取締りを推進する。

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

横断歩道における安全対策を進めるため、「横断歩道 de 歩行者ファースト」キャンペーンを引き続き展開し、横断歩道では、歩行者を優先し、車は一時停止することを呼びかける動画をTVCMや動画配信サイト・映画館等で流すほか、横断歩道の手前に手上げ横断を促す路面シートを標示し歩行者の手上げを促すなど、横断歩道での歩行者優先意識の徹底を進める。

また、高齢者が集まりやすい公民館等の集いにおいて、自らが運転時間帯や場所等を限定する安全運転の促進や、免許返納のメリットや返納手続きの流れを紹介するほか、安全に道路を横断するための実践的な指導(交通ルールの周知、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気を付ける等)、参加・体験・実践型交通安全教室を実施する。

特に、薄暮の時間帯や夜間に道路横断中の高齢者が事故にあうケースが多いことから、反射材商品を購入しやすい環境づくりを進めるほか、反射靴シールやカバンに装着しやすい反射キーホルダー、反射ブレスレットなど日常から使用しやすい反射材用品の無料配布を行い高齢者の反射材着用を推進する交通安全教育を実施する。

また、7月には、子どもの事故防止をテーマに小学校低学年とその親をターゲットにお出かけ情報サイト等に広告を掲載するほか、高齢者の事故が増加する9月には高齢者をターゲットとした広告を新聞に掲載し、交通安全クイズ等を通して交通安全意識を高める。

所管 福井県教育庁(保健体育課)

小中学校において、交通安全県民運動で励行している「横断アクション・ペコリン運動」を強化し、登下校時の道路横断時における事故リスクの低減を図る。

各学校において、啓発 CD を活用して「横断アクション・ペコリン運動」への意識醸成を図るだけでなく、見守りボランティアや PTA と連携し、手上げ横断と横断後のあいさつ指導を実施する。

また、啓発資料を作成し、一人1台端末(タブレット)の待ち受け画面への表示や校内への掲示

等活用を働きかける。

項 目	(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進	種 別	③ 自転車の安全利用の推進
-----	----------------------	-----	---------------

所管 福井県警察本部(交通企画課、交通指導課)

交通安全教室等により、自転車乗車中のスマートフォン使用等交通違反の危険性を周知するとともに、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者の遵法意識を醸成する。

また、薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、街頭指導等により、灯火点灯の徹底と、反射材用品等の取付けの促進を呼び掛け、夜間の自転車の被視認性の向上を図る。

このほか、全ての年齢層の自転車利用者の乗車用ヘルメット着用の努力義務および幼児・児童が自転車に乗車するときに保護者等がヘルメットを着用させる努力義務の周知、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときのシートベルト着用の徹底等の広報活動を推進する。

さらに、自転車や歩行者が多く通行する時間帯を中心に、信号無視、通行区分違反(右側通行、歩道通行等)、一時不停止等、携帯電話使用等、歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進する。また、酒気帯び運転や警察官等の警告に従わずに違反行為を継続したとき、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたときは、交通切符等を活用した検挙措置を積極的に講じる。

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動を実施し、自転車利用者に対して自転車の交通ルール等の周知を図る。

また、令和4年7月から条例で自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたため、保険・共済事業者等と連携し、自転車利用者に対し、自転車事故による高額な賠償が発生した事例を紹介するとともに、保険・共済の種類・特徴等の情報を提供することにより、自転車損害賠償責任保険等の加入を促進する。

さらに、令和5年4月1日にすべての自転車利用者のヘルメット着用努力義務が規定された改正道路交通法が施行されたことをふまえ、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果等について広報啓発し、特に自転車を使用することが多い中高生に対しては、6月にSNSを通じた広報を実施し、クイズを通じて交通安全意識向上を図る。

このほか、自転車用ヘルメットを購入しやすい環境づくりのため、交通安全実践事業所に対する従業員へのヘルメット着用の呼びかけ依頼やホームページにおけるヘルメット取扱店の紹介、ヘルメット着用促進モデル事業所との連携等を通じ幼児・児童の保護者をはじめ高齢者や中学・高校生・社会人など全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を推進する。

所管 福井県教育庁(保健体育課)

学校においては、児童生徒の保護者と連携・協力を図り、交通安全教室をはじめ四季の交通安全県民運動等、機会を捉えて自転車乗車時のヘルメット着用を推奨する。また、自転車の損害賠償責任保険について、児童生徒に対して保険の意義や役割等の教育を行う。

また、高等学校においては、自転車通学の許可条件等に「道路交通法を遵守する」「ヘルメットの着用に努める」を明記し、交通安全週間や学期の始めなどに、学校の校門前等でヘルメット着用を含めた道路交通法の遵守について、警察・PTA等の協力を得ながら啓発を行う。

なお、令和8年度より、県立高校の自転車通学時のヘルメット着用を許可条件化することを踏まえ、生徒が主体となったヘルメット着用の取組みを推進する。

項 目	(2)交通安全に関する普及啓 発活動の推進	種 別	④ 特定小型原動機付自転車 の安全利用の推進
所管 福井県警察本部(交通企画課、交通指導課) 関係機関や関係事業者等と連携した交通安全教室等により、特定小型原動機付自転車に係る交通ルールについて周知するとともに、特定小型原動機付自転車運転者講習制度を適切に運用し、特定小型原動機付自転車の遵法意識を醸成する。 また、乗車用ヘルメットの着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特定小型原動機付自転車の運転者に対して、乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。 さらに、特定小型原動機付自転車等について引き続き、飲酒運転、信号無視、通行区分違反等の悪質・危険な違反行為に重点を置いて取締りを強化するとともに、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等に適合しない特定小型原動機付自転車等を公道から排除するため、整備不良車両の運転等に対する取締りを徹底する。			
項 目	(2)交通安全に関する普及啓発 活動の推進	種 別	⑤ 後部座席を含めた全ての 座席におけるシートベルトの 正しい着用の徹底
所管 福井県警察本部(交通企画課、交通指導課) シートベルトの着用効果および後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底について、交通安全教室等あらゆる機会・媒体を通じて広報啓発活動を推進する。 また、シートベルトの着用効果を周知するため、日本自動車連盟福井支部等と連携して、シートベルトコンビンサーを活用した参加・体験型の交通安全教育を推進する。 さらに、座席ベルト装着義務違反の指導取締りを実施する。 所管 福井県防災安全部(県民安全課) 市町、関係機関・団体等と協力の下、シートベルト体験車などシートベルト着用効果を体験する参加・体験型の交通安全教育を推進する。 また、8月にはファミリーレストランにて、全席でのシートベルト着用を呼びかけるテーブル POP 広告を実施し、クイズを通じてシートベルトの効果について学んでもらうなど、あらゆる機会・媒体を通じてシートベルトの全席着用に関する広報啓発活動を展開する。			
項 目	(2)交通安全に関する普及啓発 活動の推進	種 別	⑥ チャイルドシートの正しい 使用の徹底
所管 福井県警察本部(交通企画課、交通指導課) チャイルドシートの使用効果および正しく使用することの重要性について、交通安全教室等あらゆる機会・媒体を通じて広報啓発活動を推進する。 また、日本自動車連盟福井支部等関係機関・団体等と連携して、チャイルドシート取付け講習会等の参加・体験型の交通安全教育を推進する。 さらに、幼児用補助装置使用義務違反の指導取締りを実施する。 所管 福井県防災安全部(県民安全課) 市町、関係機関・団体等と協力の下、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図る。 また、8月にはファミリーレストランにて、チャイルドシートの着用や正しい使用方法を呼びかける			

テーブル POP 広告を実施し、クイズを通じてチャイルドシートの効果について学んでもらうなど、あらゆる機会・媒体を通じてチャイルドシートの着用・正しい使用方法に関する広報啓発活動を展開する。

項目	(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進	種 別	⑦ 反射材用品等の普及促進
----	----------------------	-----	---------------

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

反射材をより一層県民に呼びかけ、反射材着用の重要性について広く県民に知ってもらい、外出時の反射材の着用状況を自身や家族同士で確認する機会として定めた「反射材の日～ピカピカチェック DAY～(毎年9月の秋の交通安全県民運動の一斉街頭活動日)」を中心に、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育、過去の交通事故発生状況を踏まえ、渡す物・場所を工夫しながら反射材用品の配布等を実施する。

※令和7年度の「反射材の日～ピカピカチェック DAY～」…令和7年9月22日(火)

(1)「ピカピカキャラバン隊」による広報活動

高齢者交通安全推進月間中に、高齢者向け交通安全教室等において、反射材貼付活動や交通安全広報活動を実施する。

(2)「交通安全家族！」を活用した反射材普及啓発活動

反射材普及キャラクターの「交通安全家族！」を活用しながら反射材の着用を促す広報啓発を実施する。

所管 福井県警察本部(交通企画課)

反射材普及協力店等との連携、高齢者を重点とした反射材シールの直接貼付活動、幼児・児童に対する交通安全教育等による反射材の効果の周知と普及促進を図る。

項 目	(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進	種 別	⑧ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進
-----	----------------------	-----	---------------------------------

所管 福井県警察本部(交通企画課、交通指導課)

交通安全教室や各種広報啓発活動を通じて、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知させる活動を推進する。

また、交通安全教室においては、飲酒疑似体験ゴーグルを活用した、参加・体験型の交通安全教育を行うほか、児童から家族に交通安全を呼び掛けてもらう「リュウピー・リュウミー交通安全保安官」の任命等の取組みを推進し、飲酒運転根絶気運の醸成を図る。

さらに、重大事故に直結する悪質・危険性の高い違反である、飲酒運転の指導取締りを推進するほか、飲酒運転の車両に同乗した者、飲酒運転の運転者に車両等や酒類を提供した者に対する捜査を徹底し、いわゆる飲酒運転周辺罪に対する検挙措置を推進する。

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

交通安全運動等の機会を通じてハンドルキーパー運動※の普及啓発に努めるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組みをさらに進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。

また、12月には、ドライバーをターゲットに SNS で飲酒運転根絶を呼びかける広告を行い、クイズを通じて飲酒運転の危険性を学び、飲酒運転の根絶を図る。

※ハンドルキーパー運動

仲間と自動車で酒類を提供する飲食店等へ行く場合には、事前に飲酒しない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けるというハンドルキーパー運動を推進する。

項 目	(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進	種 別	⑨ 効果的な広報の実施
所管 福井県防災安全部(県民安全課) テレビ、ラジオ、新聞広告、メールマガジン、SNS 等により、交通事故の実態を踏まえた広報、日常生活に密着した内容の広報等、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施する。 6月から12月の間は、毎月のテーマとメインターゲットを定め、それぞれのターゲットに効果的な媒体を活用し、クイズを通して交通安全について学んでもらうことにより、交通安全意識の向上を図る。 所管 福井県警察本部(交通企画課) 県警察ホームページ、県警察防犯アプリ、ラジオ、SNS 等を活用し、交通事故の分析結果を踏まえた、効果的な情報発信を的確に行い、県民に対し、交通安全に関する注意喚起を行う。 また、交通安全県民運動等の各種機会をとらえ、交通関係団体・機関と連携し、街頭における広報活動を推進する。			
項 目	(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進	種 別	⑩ その他の普及啓発活動の推進

**所管 福井県防災安全部(県民安全課)、
福井県警察本部(交通企画課)**

1 横断歩道 de 歩行者を守る日

過去5年間の横断歩道上における人身事故発生日を調査し、月ごとに発生が最も多い日等を「横断歩道 de 歩行者を守る日」として福井県交通対策協議会において定め、市町、関係機関・団体による通学時間帯や薄暮時における街頭監視活動、交通指導取締り、交通安全広報車による広報など街頭監視活動等を強化し、県民参加による交通安全活動を推進する。

2 高齢者交通安全推進月間

高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、日没が早まり、高齢者の交通死亡事故が増加する秋口の9月を「高齢者交通安全推進月間」と定め、各種広報啓発活動等を行うことにより高齢者の交通事故防止を図る。

3 交通死亡事故防止対策集中運動

交通死亡事故が多発する10～12月の3か月間に集中して、チラシや新聞広告、事業者等と連携した企業広報誌、反射材の無料配布等により、薄暮の時間帯から夜間にかけての交通事故防止を注意喚起するとともに、交通情報板等を活用して自動車の前照灯の早期点灯やハイビームの使用を促す。

所管 中部運輸局福井運輸支局

衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、ユーザーが過信することなく使用できるような情報を始め、自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ

適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。

項 目	(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進	種 別	⑪ 交通死亡事故多発時における緊急対策
-----	----------------------	-----	---------------------

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

一定期間に交通死亡事故が多発した場合は、交通死亡事故多発警報※を発令し、県、警察、市町、関係機関・団体が相互に協力して、道路表示板や広報車等による広報活動、交差点等における街頭活動、交通指導取締りの強化等、交通死亡事故抑止のための緊急対策を推進する。

※交通死亡事故多発警報

交通死亡事故が一定期間に集中して発生した場合に、知事が発令する。

(交通死亡事故多発警報、非常事態宣言)

・警報等発令の基準

交通死亡事故多発警報

10日間で、3件以上の交通死亡事故が発生したとき。

所管 福井県警察本部(交通企画課)

交通死亡事故多発警報が発令された際には、報道機関および福井県交通対策協議会構成機関等に対する事故分析等の資料提供、街頭活動やSNS等を活用した広報活動および交通指導取締り等を強化する。

項 目	(2)交通安全に関する普及啓発活動の推進	種 別	⑫ 交通安全県民大会の開催
-----	----------------------	-----	---------------

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

交通安全県民大会を開催するとともに、交通安全活動に功労のあった個人・団体を表彰することにより、多くの県民に交通マナーの向上と事故防止を呼びかけ、交通安全活動の一層の活性化を図る。

項 目	(3)交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	種 別	
-----	----------------------------	-----	--

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

県内の民間企業・団体に対し、「交通安全実践事業所」への登録を呼びかけ、「従業員の交通安全教育」、「家族への交通安全の呼びかけ」、「地域での啓発活動」などの職場における交通安全活動の推進を図る。

また、自転車利用時のヘルメット着用については、交通安全実践事業所に対し、従業員への着用呼びかけを依頼する。

所管 福井県警察本部(交通企画課)

福井県公安委員会が委嘱する地域交通安全活動推進委員、警察本部長が委嘱する高齢者交通安全リーダーの活動に対する支援や必要な資料の提供など、その主体的活動を促進する。

また、その他交通関係団体と連携した活動を行い、県民の交通安全意識の向上を図る。

項 目	(4)地域における交通安全活動 への参加・協働の推進	種 別	
所管 福井県防災安全部(県民安全課) 行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に推進する。 所管 福井県警察本部(交通企画課、交通規制課) 地域交通安全活動推進委員、高齢者交通安全リーダー、その他民間ボランティアが、地域で行う交通安全活動に積極的に参画し、協働を推進する。 春および秋の交通安全県民運動の機会に、地域の人々や道路利用者が主体的に参加する交通安全総点検を実施する。			

2 安全運転の確保

項 目	(1)運転者教育等の充実	種別	① 運転免許証を取得しようとする者に対する教育の充実
所管 福井県警察本部(運転免許課) 1 自動車教習所における教習の充実 自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進めるほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容および技法の充実を図り、教習水準を高める。 2 取得時講習の充実 新たに免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。			
項 目	(1)運転者教育等の充実	種 別	② 運転者に対する再教育等の充実
所管 福井県警察本部(運転免許課) 取消処分者講習、停止処分者講習、違反者講習、初心運転者講習、若年運転者講習、更新時講習および高齢者講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化ならびに講習内容および講習方法の充実に努める。 特に、飲酒運転を防止する観点から、飲酒取消講習の確実な実施に努める。 自動車教習所については、既に運転免許を取得した者に対する再教育も実施するなど、地域の交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。 なお、取消処分者講習では、令和5年4月から、妨害運転等を行った運転者の運転行動の改善を図ることを目的としたディスカッション形式の指導を新たに導入し、これにより悪質・危険な運転を行った者に対する運転者教育の充実を図る。			

項 目	(1)運転者教育等の充実	種 別	③ 二輪車安全運転対策の推進
所管 福井県警察本部(運転免許課) 取得時講習のほか、指定自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。			
項 目	(1)運転者教育等の充実	種 別	④ 高齢運転者対策の充実
所管 福井県警察本部(交通企画課、運転免許課) 1 高齢者に対する教育の充実 高齢者講習は、自動車および運転適性検査機材を用いて、加齢に伴う身体機能に低下が生じているおそれがあることについて体験させ、その結果に基づき、指導をするもので、その効果を上げるため、高齢者事故の現状や、夜間や雨の日は運転を控えるといった自分の身体機能の変化を踏まえ、自身で「決め事」をする「限定運転」等の事故防止対策を記載した資料を配付し活用する等、適切な運用を推進し、内容の充実を図る。また、警察署等が行う安全教育では、運転技能自動評価システム、シミュレーター等の機器を活用した個別指導を実施するほか、頻回事故歴者宅を戸別訪問して、交通安全教育の実施や運転免許の自主返納支援制度を周知する。 2 臨時適性検査等の確実な実施 認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者等の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。 また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、同検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強化に努める。 3 運転技能検査の適正な運用等 道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)の施行により、75 歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度が導入されたことから、同検査の適正かつ円滑な運用に努めるとともに、普通自動車免許により運転することができる普通自動車の種類を一定の安全運転支援機能を備える「サポートカー」に限定する条件を運転免許に付与するサポートカー限定免許の制度について、運転に不安を感じるものの日常生活のための移動手段として自動車の運転が必要な高齢運転者等に対し、同制度の周知を図る。 4 高齢運転者標識(高齢者マーク)の活用 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者マークの表示の促進を図る。 5 安全運転相談の充実 障がい者および一定の症状を呈する病気等にかかっている者だけでなく、高齢者やその家族等からの安全運転相談について、安全運転相談窓口における対応のほか、相談の機会の拡大に向けた声掛け、専門知識の豊富な職員の配置、地域包括支援センターをはじめとする関係機関・団体等との連携強化等の相談体制の整備を図り、安全運転相談の充実に努める。 また、相談終了後も定期または不定期に運転者本人や家族等に連絡を取り、相談終了後の運転状況等を継続的に把握するとともに、必要に応じて、臨時適性検査を行うなど、適時適切な対応に努める。 6 運転免許を返納しやすい環境の整備 運転免許証の自主返納制度および運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとと			

もに、市町や公共交通機関、事業者に対して、運転免許を自主返納した高齢者やその家族に対する支援等高齢免許返納者サポート制度の充実を呼び掛ける。

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

1 高齢者の運転免許返納等の周知啓発

高齢運転者向け交通安全教室の中で免許返納のメリットや返納手続きの流れを紹介するなど、運転免許証の自主返納制度および運転経歴証明書制度について広報に努める。

また、自主返納に踏み切れない高齢運転者に対しては、サポートカー限定免許への切り替えや、自らが時間帯や場所等を限定して安全運転を続ける限定運転への取り組みを呼びかける。

2 高齢免許返納者サポート制度の充実

市町や公共交通機関、事業者に対して、運転免許を自主返納した高齢者やその家族に対する支援を呼びかけ、高齢免許返納者サポート制度の充実を図る。

3 安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及促進

高齢者を対象とした安全運転サポート車の購入支援や後付けの急発進抑制機能等の導入支援を行うなど、安全運転サポート車の普及促進を図る。

所管 福井県未来創造部(交通まちづくり課)

1 路線バス等の維持・確保

路線バスやコミュニティバスの運行補助、給与増額支援による運転士採用強化を行い、路線の維持・確保を図るとともに、各市町で開催される地域公共交通会議に参加し、地域のニーズに応じた路線バス等のダイヤやルートの見直しを行い、利便性の向上を図る。

2 ICTによる利便性向上・利用促進

バスの運行状況をリアルタイムで確認できるバスナビゲーションシステムの活用や Google マップ等の経路検索システムの活用による利便性の向上を図るとともに、交通系ICカードを活用した利用促進を図る。

項 目	(1)運転者教育等の充実	種 別	⑤ シートベルト、チャイルドシートおよびヘルメットの正しい着用の徹底
-----	--------------	-----	------------------------------------

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

1 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

市町、関係機関・団体等と協力の下、シートベルト体験車などシートベルト着用効果を体験する参加・体験型の交通安全教育を推進する。

また、8月には、ファミリーレストランのテーブル POP にてシートベルトの着用呼びかける広告を実施し、クイズを通じてシートベルトの効果について学んでもらうなどあらゆる機会・媒体を通じてシートベルトの全席着用に関する広報啓発活動を展開する。

2 チャイルドシートの正しい使用の徹底

市町、関係機関・団体等と協力の下、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図る。

また、8月には、ファミリーレストランのテーブル POP にてチャイルドシートの着用や正しい使用方法を呼びかける広告を実施し、クイズを通じてチャイルドシートの効果について学んでもらうなど、あらゆる機会・媒体を通じてチャイルドシートの着用・正しい使用方法に関する広報啓発活動を展開する。

3 自転車の安全利用の推進

「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の

正しい乗り方に関する普及啓発活動を実施し、自転車利用者に対して自転車の交通ルール等の周知を図る。

また、令和4年7月から条例で自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたため、保険・共済事業者等と連携し、自転車利用者に対し、自転車事故による高額な賠償が発生した事例を紹介するとともに、保険・共済の種類・特徴等の情報を提供することにより、自転車損害賠償責任保険等の加入を促進する。

さらに、令和5年4月1日にすべての自転車利用者のヘルメット着用努力義務が規定された改正道路交通法が施行されたことをふまえ、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果等について広報啓発し、特に自転車を使用することが多い中高生に対しては、6月にSNSを通じた広報を実施し、クイズを通じて交通安全意識向上を図る。

このほか、自転車用ヘルメットを購入しやすい環境づくりのため、交通安全実践事業所に対する従業員へのヘルメット着用の呼びかけ依頼やホームページにおけるヘルメット取扱店の紹介、ヘルメット着用促進モデル事業所との連携等を通じ、幼児・児童の保護者をはじめ高齢者や中学・高校生・社会人など全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を推進する。

所管 福井県警察本部(交通企画課)

1 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果および後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底について、交通安全教室等あらゆる機会・媒体を通じて広報啓発活動を推進する。

シートベルトの着用効果を周知するため、日本自動車連盟福井支部等と連携して、シートベルトコンビンサーを活用した参加・体験型の交通安全教育を推進する。

2 チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果および正しく使用することの重要性について、交通安全教室等あらゆる機会・媒体を通じて広報啓発活動を推進する。

チャイルドシートの正しい使用方法を周知するため、日本自動車連盟福井支部等関係機関・団体等と連携して、チャイルドシート取付け講習会等の参加・体験型の交通安全教育を推進する。

3 自転車利用者に対するヘルメット着用等の徹底

全ての年齢層の自転車利用者の乗車用ヘルメット着用の努力義務および幼児・児童が自転車に乗車するときに保護者等がヘルメットを着用させる努力義務の周知、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときのシートベルト着用の徹底等の広報活動を推進する。

項 目	(1)運転者教育等の充実	種 別	⑥ 自動車運転代行業の指導育成等
-----	--------------	-----	------------------

所管 福井県警察本部(交通企画課、交通指導課)

飲酒運転根絶の観点からは、その受け皿としての運転代行サービスの普及促進を図っていく必要があることから、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全および利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な指導取締りを実施する。

所管 福井県未来創造部(交通まちづくり課)

自動車運転代行業の適正な運営を確保し、利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立ち入り検査を実施する。

項 目	(1)運転者教育等の充実	種 別	⑦ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実
所管 中部運輸局福井運輸支局 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、自動車運送事業者に対し高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、受診の環境を整えるため、適性診断実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き適性診断の実施者への民間参入を促進する。			
項 目	(1)運転者教育等の充実	種 別	⑧ 危険な運転者の早期排除
所管 福井県警察本部(運転免許課) 悪質・危険な違反を行い、または違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速・的確に実施するほか、長期未執行者の解消に努める。 また、妨害運転等の悪質・危険な運転に対する迅速・的確な行政処分を推進するとともに、運転に暴行、傷害、脅迫、器物損壊等が伴う場合等には、点数制度による行政処分によらない場合であっても、いわゆる危険性帯有による運転免許の停止の処分を検討し、その積極的な活用にも努める。 さらに、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある一定の症状を呈する病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適正検査等の迅速・的確な実施に努める。 このほか、飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行う。			
項 目	(2) 運転免許制度の改善	種 別	
所管 福井県警察本部(運転免許課) 交通事故の傾向等、最近の交通情勢を踏まえ、運転免許試験については、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するものとなっているかについて検証を行い、必要に応じ、改善を図る。 また、県民の立場に立った運転免許業務を行うため、手続の簡素化の推進により更新負担の軽減を図るとともに、高齢者講習については、自動車教習所等と連携して、受講者の受入体制の拡充を図る。 さらに、運転免許試験場における障がい者等のための設備・資機材の整備および安全運転相談活動の充実を図る。			
項 目	(3)安全運転管理の推進	種 別	
所管 福井県警察本部(交通企画課) 安全運転管理者および副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という。)に対する講習の充実等により、これらの者の資質および安全意識の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。 また、令和5年12月1日から安全運転管理者等の行うべき業務として、運転前後の運転者に対			

し、アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること等が加わっていることについてこれらが確実に履行されるよう関係機関と連携した啓発活動を推進する。

このほか、安全運転管理者を選任する事業所からの質疑等の機会には、安全運転管理者等の行うべき業務が拡充された趣旨が徹底されるよう適切な情報提供、指導を行う。

さらに、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

このほか、安全運転管理者等による若年運転者対策および貨物自動車の安全対策の一層の充実を図るとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業内の安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図る。

所管 福井県警察本部(交通指導課)

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等について、車両の使用者等への通報制度を十分に活用するとともに、過積載運転、過労運転等については、違反者の取締りにとどまらず、その使用者・荷主等に対する背後責任の追及を徹底する。あわせて、自動車の使用者に対する指示および使用制限命令を迅速かつ的確に行い、再発防止の徹底を図る。

項 目	(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	種 別	① 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立
-----	-----------------------------	-----	--------------------------

所管 中部運輸局福井運輸支局

自動車運送事業者(以下「事業者」)の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。また、運輸安全マネジメント評価を通じて、事業者による防災意識の向上および事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組みを強化するとともに、感染症による影響を踏まえた事業者の安全に係る取組みおよび事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組みを的確に確認する。

自動車運送事業の運行管理者に対する指導講習については、自動車運送事業の安全を確保するため、事業者に対し、運行管理者に受講させるよう指導する。

また、事業者の安全意識の向上を図るため、メールマガジン「事業用自動車安全通信」により、事業者による事業用自動車による重大事故発生状況、事業用自動車に係る各種安全対策等の情報を引き続き提供するとともに、外部専門家等の活用による事故防止コンサルティング実施に対して支援するなど、社内での安全教育の充実を図る。

項 目	(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	種 別	② 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
-----	-----------------------------	-----	---------------------------

所管 中部運輸局福井運輸支局

労働基準法(昭和22年法律第49号)等の関係法令等の履行および運行管理の徹底を図るため、飲酒運転等の悪質違反を犯した自動車運送事業者(以下「事業者」)、重大事故を引き起こした事業者および新規参入事業者等に対する監査を徹底するとともに、関係機関合同による監査・監督を実施し、不適切な事業者に対しては、厳格化された基準に基づき厳正な処分を行う。

行政が保有する事業用自動車に関する各種情報の分析機能を強化するため、事業者特性・事故原因等の相関および傾向を分析し、事故を惹起するおそれの高い事業者等を抽出する「事業用自動車総合安全情報システム」を構築し、効果的・効率的な指導・監督を実施することで、事業用自動車による事故の未然防止を図る。

関係行政機関との連携として、相互の連絡会議の開催および指導監督結果の相互通報制度等

の活用により、過労運転に起因する事故等の通報制度的確な運用と業界指導の徹底を図る。 事業者団体等関係団体による指導として、国が指定した機関である、適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。 以上のような取組みを確実に実施するため、監査体制の充実・強化を重点的に実施する。			
項 目	(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	種 別	③ 飲酒運転の根絶
所管 中部運輸局福井運輸支局 点呼時にアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認を徹底するよう指導する。 また、危険ドラッグ等薬物使用による運行の絶無を図るため、危険ドラッグ等薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、自動車運送事業者や運行管理者等に対し指導を行う。			
項 目	(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	種 別	④ ICT・新技術を活用した安全対策の推進
所管 中部運輸局福井運輸支局 自動車運送事業者による事故防止の取組みを推進するため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。			
項 目	(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	種 別	⑤ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
所管 中部運輸局福井運輸支局 輸送の安全を図るため、トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組みを現場関係者とも一丸となって実施させるとともに、初任運転者向けの指導・監督マニュアルの策定や、高齢運転者等に対する、より効果的な指導方法の確立など、さらなる運転者教育の充実・強化を検討・実施する。 さらに、平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、規制緩和後の貸切バス事業者の大幅な増加と監査要員体制、人口減少・高齢化に伴うバス運転者の不足、旅行業者と貸切バス事業者の取引関係等の構造的な問題を踏まえつつ徹底的に再発防止策について検討し、結論の得られたものから速やかに実施する。			
項 目	(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	種 別	⑥ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策
所管 中部運輸局福井運輸支局 社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題のさらなる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、自動車運送事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組みを促進する。			

項 目	(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	種 別	⑦ 運転者の健康起因事故防止対策の推進
所管 中部運輸局福井運輸支局 運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等のスクリーニング検査の普及を図るための方策を検討・実施する。			
項 目	(4)事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	種 別	⑧ 貨物自動車運送事業安全性評価事業の促進等
所管 中部運輸局福井運輸支局 貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするとともに、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(通称Gマーク制度)を促進する。			
項 目	(5)交通労働災害の防止等	種 別	① 交通労働災害の防止
所管 福井労働局 警察機関、関係行政機関や 陸上貨物運送事業、バス業、新聞販売業、訪問介護事業の関係業界団体と連携し、春秋の交通安全運動実施期間、全国安全週間・全国労働衛生週間およびその準備期間の時期に開催される各種集団指導等の機会を捉えて、「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成6年2月18日付け基発第83 号、平成30年6月1日最終改正)の周知、指導を行う。 また、冬季の交通労働災害に関しては、全国労働衛生週間や衛生管理者等交流会などの事業者が多く参集する機会を捉えて、降雪等が本格化する前に、冬季無災害運動の周知用資料を活用するなどして、冬季特有災害防止対策の準備を進めるよう周知する。			
項 目	(5) 交通労働災害の防止等	種 別	② 運転者の労働条件の適正化等
所管 福井労働局 1 自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令および「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号、令和4年12月23日最終改正。以下、「新告示」と言う。)の履行を確保するための監督指導を実施するとともに、長時間労働の防止について指導を徹底する。 2 関係行政機関において相互の連絡会議の開催および監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施する。 3 このほか、働き方改革を進めるための各種助成金等の周知および訪問支援を実施する。 また、発着荷主および道路貨物運送業の元請事業者に対しても適正取引を促すため、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の周知等を進めるとともに、長時間の恒常的な荷待ちの改善や新告示の周知等について、要請を行う。			

項 目	(6)道路交通に関連する情報の充実	種 別	① 危険物等輸送に関する情報提供の充実等
所管 福井県防災安全部(消防保安課) 1 危険物等の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード(危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード)の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者への指導を強化する。 2 危険物等運搬車両の交通事故による危険物等の漏洩等が発生した場合に、消防機関等が安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物災害等情報支援システムの充実を図る。			
項 目	(6)道路交通に関連する情報の充実	種 別	② 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策
所管 中部運輸局福井運輸支局 国際海上コンテナの陸上輸送における安全を確保するため、コンテナ内に収納された貨物の品目、重量、梱包等に関する情報の伝達やコンテナロックの確実な実施等を内容とする「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」について、連絡会議や関係業界を通じて、関係者への周知徹底を図る。			
項 目	(6)道路交通に関連する情報の充実	種 別	③ 気象情報等の充実
所管 福井地方気象台 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。 1. 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。 2. 情報の提供等 交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。 (1)気象特別警報・警報・予報等 気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル(危険度分布)」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪(解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報)」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国			

土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報(予報および警報)、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報(予報および警報)、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

3. 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

所管 国土交通省福井河川国道事務所

平常時より、気象情報・規制状況・道路画像等について、ホームページならび道路情報提供装置等を活用し、提供する各種情報の拡充を図る。特に、大雪等により大規模交通障害が懸念される場合は、各道路管理者、県警本部および気象台により構成する「福井県冬期情報連絡室」を開設し、各管理者情報を共有・一元集約し、マスコミ等に対し定期的な情報提供、ならび適切な臨時情報の提供を行う。

所管 福井県土木部(道路保全課)

道路の積雪状況や路面状況、除雪状況、路面凸凹情報等の情報を関係機関で連携し、県のホームページ「みち情報ネットふくい」で提供する情報を拡充する。さらに、積雪深計や道路状況確認カメラの更新を行い適切な維持管理を行う。

3 車両の安全性の確保

項 目	(1) 自動運転車の安全対策・活用の推進	種別	① 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組みの推進
所管 中部運輸局福井運輸支局 自動運転機能が作動する走行環境条件への理解など、自動運転車についてユーザーが過信・誤解することなく、使用できる取組みを推進する。			
項 目	(1) 自動運転車の安全対策・活用の推進	種別	② 自動運転車の事故に関する原因究明および再発防止に向けた取組みの推進
所管 中部運輸局福井運輸支局 自動運転車の事故については、事故発生時の自動運転システムや走行環境の状況、運転者の対応状況等様々な要因が考えられるため、客観性および真正性を確保した形で総合的な事故調査・分析を実施し、速やかな事故原因の究明および再発防止に努める。			

項 目	(1)自動運転車の安全対策・活用の推進	種 別	③ 自動運転技術の進展を支援する取組の推進
所管 福井県警察本部(交通企画課) 令和5年4月1日に施行された特定自動運行の許可制度の適正かつ円滑な運用を図るとともに、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」に沿った実証実験を行おうとする実施主体に対する必要な助言・指導、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」に沿った道路使用許可の申請に対する適切な対応等、自動運転技術の進展を支援する取組を推進する。			
項 目	(2)自動車アセスメント情報の提供等	種 別	
所管 中部運輸局福井運輸支局 自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、自動車アセスメント事業および先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV 技術等の自動車の安全に関する先進技術の県民の理解促進を図る。自動車アセスメントにおいては、令和2年度よりユーザーにとって評価結果をより分かりやすい形にするため、統合評価(1★～5★で表示)を導入しており、より一層の周知に努めていく。これらにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進する。 また、チャイルドシートについても、i-Size 対応のチャイルドシートの普及啓発を行うほか、安全性評価の強化について検討を行うとともに、製品ごとの安全性に関する比較情報等を、例えば、産婦人科や県、市町窓口等を通じ、それを必要とする自動車ユーザーに正しく行き渡るようにすることにより、より安全なチャイルドシートの普及拡大を図る。			
項 目	(3)自動車の検査および点検整備の充実	種 別	① 自動車の検査の充実
所管 中部運輸局福井運輸支局 (1) 検査体制の充実 進化する自動車技術に対応して、電子化された安全装置の故障診断検査機器の開発、ICT化による自動車検査情報の活用等による検査の高度化を独立行政法人自動車技術総合機構とともに進めるなど、道路運送車両法(昭和 26 年法律 185 号)に基づく新規検査等の自動車検査の確実な実施を図る。 (2) 自動車整備事業者に対する指導監督の強化 ペーパー車検や不正改造車への保安基準適合証の交付など悪質な不正が依然として見受けられることから、指定自動車整備事業制度の適正な運用・活用を図るため、自動車整備事業者に対する指導監督を強化する。			
項 目	(3)自動車の検査および点検整備の充実	種 別	② 自動車点検整備の充実
所管 中部運輸局福井運輸支局			

自動車点検整備等の推進

(1) 点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、「自動車点検整備推進運動」を関係者の協力の下に展開し、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、自動車運送事業者等に対して整備管理者研修、整備主任者研修等を通じて車両管理の指導を行い、車両故障に起因する事故の防止を図る。

(2) 不正改造車両等の排除

道路交通に危険を及ぼすなど社会的問題となっている暴走族などの不正改造車や過積載等を目的とした不正な二次架装、大型トラックの速度抑制装置(スピードリミッタ)の解除などの違法行為に対しては厳正に対処するとともに、自動車の安全確保・環境保全を図るため、関係機関の支援および自動車関係団体の協力を得て「不正改造車を排除する運動」を展開し、広報活動の推進や関係者への指導等を通じて、自動車ユーザーおよび自動車関係事業者等に対し不正改造防止の認識度の向上に努める。

また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車をはじめとした整備不良車両および保安基準不適合車両の排除等を推進する。なお、指定自動車整備事業者による不正事案として、ペーパー車検や不正改造車への保安基準適合証の交付など悪質な不正が見受けられることから、道路運送車両法の的確な運用に一層努め、不正の根絶を図る。

(3) 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、車社会の環境の変化に伴い、自動車を適切に維持管理するため、自動車整備業がこれらの変化に対応していく必要があることから、整備主任者等を対象とした新技術研修の実施等により整備要員の技術の向上を図る。

また、新技術が採用された自動車の整備や自動車ユーザーに対する自動車の正しい使用について説明等のニーズに対応するため、今後も一級自動車整備士制度の活用を推進する。

項 目

(4)リコール制度の充実・強化

種 別

所管 中部運輸局福井運輸支局

自動車の設計・製造の起因する不具合について、自動車使用者や警察からの情報の収集に努めるとともに、自動車販売会社に寄せられた不具合情報の収集および情報の適切な処理がなされているか確認のため立入検査を強化する。

項 目

(5)自転車の安全性の確保

種 別

所管 福井県警察本部(交通企画課)

薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、街頭指導等により、灯火点灯の徹底と反射材用品等の取付けの促進を呼び掛ける。

全ての年齢層の自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用の努力義務および幼児・児童が自転車に乗車するときに保護者等がヘルメットを着用させる努力義務の周知、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときのシートベルト着用の徹底等の広報活動を推進する。

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動を実施し、自転車利用者に対して自転車の交通ルール等の周

知を図る。

また、令和4年7月から条例で自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されたため、保険・共済事業者等と連携し、自転車利用者に対し、自転車事故による高額な賠償が発生した事例を紹介するとともに、保険・共済の種類・特徴等の情報を提供することにより、自転車損害賠償責任保険等の加入を促進する。

さらに、令和5年4月1日にすべての自転車利用者のヘルメット着用努力義務が規定された改正道路交通法が施行されたことをふまえ、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果等について広報啓発し、特に自転車を使用することが多い中高生に対しては、6月にSNSを通じた広報を実施し、クイズを通じて交通安全意識の向上を図る。

このほか、自転車用ヘルメットを購入しやすい環境づくりのため、交通安全実践事業所に対する従業員へのヘルメット着用の呼びかけ依頼やホームページにおけるヘルメット取扱店の紹介、ヘルメット着用促進モデル事業所との連携等を通じ、幼児・児童の保護者をはじめ高齢者や中学・高校生・社会人など全ての年齢層の自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を推進する。

4 道路交通環境の整備

項 目	(1)生活道路等における人優先の安全・安心な通行空間の整備	種 別	① 生活道路における交通安全対策の推進
所管 国土交通省福井河川国道事務所			
安全で快適な歩行空間および通学路空間を確保するための歩道・自転車歩行者道整備を推進する。			
種別/区分		事業量	
歩道整備		7 箇所	
自転車空間整備		1 箇所	
合計		8 箇所	
所管 福井県警察本部(交通指導課、交通規制課)			
交通規制、交通管制および交通指導取締りの融合に配慮した施策を推進する。生活道路については、歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するため、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制等を実施する「ゾーン 30」および同規制とハンプ等の物理的デバイスを組合せた「ゾーン 30 プラス」の整備を推進するとともに、通行禁止等の交通規制を実施するなどして通り抜け車両の抑制を図るほか、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器の LED 化、路側帯の設置・拡幅、ゾーン規制の活用等の安全対策や、外周幹線道路を中心として、信号機の改良、光ビーコン・交通情報板等によるリアルタイムの交通情報提供等の交通円滑化対策を実施する。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。)にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進する。			
特に、生活道路等においては、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度取締りを推進する。			

項 目	(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	種 別	② 通学路等における交通安全の確保
-----	-------------------------------	-----	-------------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所

安全で快適な歩行空間および通学路空間を確保するための歩道・自転車歩行者道整備を推進する。

種別/区分	事業量
歩道整備	7箇所
自転車空間整備	1箇所
合計	8 箇所

所管 福井県土木部(道路保全課)

子どもの安全・安心な通行を確保するため、通学路交通安全プログラムに位置付けられた対策必要箇所や、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の結果、令和3年度に千葉県八街市で発生した交通事故を受け、新たな視点で合同点検を実施した結果等を踏まえ、歩道の設置や既設歩道の拡幅・段差解消、その他交通安全施設等の整備を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
歩道・自歩道整備	1式	239,700-	交通安全施設等整備事業
道路照明設置	1式		
防護柵設置	1式		
その他	1式		
合 計		239,700-	

所管 福井県土木部(道路建設課、都市計画課)

道路事業において、通学路等の道路や歩道を整備する。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
歩 道	8 箇所	927,150	(道路改築費含む)

所管 福井県警察本部(交通指導課、交通規制課)

押ボタン式信号機・歩行者用灯器等の整備、横断歩道等の拡充等、学校、道路管理者等との合同点検に基づく通学路等における交通安全対策を推進する。

月ごとに指定する「通学路における一斉交通指導取締り日」において、集中的な取締りや街頭パトロールを行う等真に子どもの安全確保に資する交通指導取締りを効果的に推進する。

所管 福井県教育庁(保健体育課)

通学路における安全対策の関係機関となる、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等と連携・協力し、既存の学校安全等の組織を活用した推進体制を構築する。

学校においては、通学路交通安全プログラムに基づいて通学路危険個所の合同点検の実施・対策の検討、対策の実施、対策効果の把握、その結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして実施する。

所管 福井県健康福祉部(児童家庭課)

未就学児が集団で移動する経路の安全点検を関係機関・団体が合同で実施し、交通事故を未然に防止するための各種対策を効果的に進める。

所管 福井県防災安全部(県民安全課)

未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組みを支援するとともに、未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、教育委員会、警察、保育所等の対象施設、その所管機関、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

項 目	(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	種 別	③ 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備
-----	-------------------------------	-----	----------------------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所

安全で快適な歩行空間および通学路空間を確保するための歩道・自転車歩行者道整備を推進する。

種別/区分	事業量
歩道整備	7箇所
自転車空間整備	1箇所
合計	8 箇所

所管 福井県警察本部(交通指導課、交通規制課)

- 1 高齢者や障がい者等を含め全ての人が安全に安心して参加し活動できる社会を実現するため、音響式信号機や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機、エスコートゾーン等の整備を推進する。あわせて、高齢者、障がい者等の通行の安全と円滑を図るとともに、高齢運転者の増加に対応するため、信号灯器の LED 化、道路標識の高輝度化等を推進する。
特に、バリアフリー法に基づく重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を継続的・面的に整備しネットワーク化を図る。
- 2 横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対する指導取締りを強化する。また、放置自転車等の撤去を行う市町と連携を図りつつ、高齢者、障がい者等の円滑な移動を阻害する要因となっている歩道や視覚障がい者誘導用ブロック上等の自動二輪車等を含む違法駐車に対する指導取締りを推進する。

項 目	(2)高速道路のさらなる活動促進による生活道路との機能分化	種 別	
-----	-------------------------------	-----	--

所管 西日本高速道路(株)

高規格幹線道路(自動車の高速交通の確保を図るために必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道および一般国道の自動車専用道路で構

成。)から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

所管 国土交通省福井河川国道事務所

バイパス事業を推進し、交通の円滑化を図る。

項 目	(3)幹線道路における交通安全対策の推進	種 別	① 事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進
-----	----------------------	-----	----------------------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所

事故ゼロプラン(事故危険箇所含む)に基づき、重点的に事故対策を実施する。さらに、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、事故発生 の要因について、関係機関等との現地立会、調査を実施し、安全施設の整備を含めた所要の対策を講ずることにより再発防止を図る。

種別/区分	事業量
交差点改良	2箇所
区画線設置	1式
標識改修	1式

項 目	(3)幹線道路における交通安全対策の推進	種 別	② 事故危険箇所対策の推進
-----	----------------------	-----	---------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置および防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

所管 福井県土木部(道路保全課)

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、歩道整備や区画線、道路標識、その他交通安全施設等の整備を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
歩道・自歩道整備	1式	239,700	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ(再掲)
道路照明設置	1式		
防護柵設置	1式		
その他	1式		
区画線設置・補修	1式	369,207	区画線整備事業
合 計		608,907	

所管 福井県警察本部(交通規制課)

交通事故の発生状況を分析し、事故が多発している事故危険箇所においては、信号機の新設・改良、歩車分離式信号の運用、道路標識の高輝度化等の対策を推進する。

項 目	(3)幹線道路における交通安全 対策の推進	種 別	③ 幹線道路における交通規制								
所管 福井県警察本部(交通規制課)											
一般道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設等の整備状況、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制および追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制等の交通規制について見直しを行い、その適正化を図る。 また、延伸供用の中部縦貫自動車道については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施する。											
項 目	(3)幹線道路における交通安全 対策の推進	種 別	④ 重大事故の再発防止								
所管 国土交通省福井河川国道事務所											
事故ゼロプラン(事故危険箇所含む)に基づき、重点的に事故対策を実施する。さらに、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、事故発生 の要因について、関係機関等との現地立会、調査を実施し、安全施設の整備を含めた所要の対策を講ずることにより再発防止を図る。											
<table><tr><td>種別/区分</td><td>事業量</td></tr><tr><td>交差点改良</td><td>2箇所</td></tr><tr><td>区画線設置</td><td>1式</td></tr><tr><td>標識改修</td><td>1式</td></tr></table>				種別/区分	事業量	交差点改良	2箇所	区画線設置	1式	標識改修	1式
種別/区分	事業量										
交差点改良	2箇所										
区画線設置	1式										
標識改修	1式										
所管 福井県土木部(道路保全課)											
社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、事故発生 の要因について、関係機関等との現地立会、調査を実施し、安全施設の整備を含めた所要の対策を講ずることにより再発防止を図る。											
所管 福井県警察本部(交通企画課)											
社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、交通死亡事故現場等を中心とした総合的な再発防止対策として、事故発生現場の総点検を、自治体、道路管理者、交通安全協会等と合同で速やかに行って事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。											
所管 中日本高速道路(株)、 西日本高速道路(株)											
社会的影響の大きい重大事故が発生した際は、速やかに事故要因を調査し、同様の事故の再発防止を図る。											
項 目	(3)幹線道路における交通安全 対策の推進	種 別	⑤ 適切に機能分担された道路網の整備								
所管 国土交通省福井河川国道事務所											
バイパス事業を推進し、交通の円滑化を図る。											

事業名	事業量	摘要
国道 158 号大野油坂道路	L = 15.5 km(九頭竜 IC～油坂出入口(仮称))改良、トンネルおよび橋梁工事等を推進	

所管 福井県土木部(道路保全課)

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
歩道・自歩道整備	1式	239,700	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ(再掲)
道路照明設置	1式		
防護柵設置	1式		
その他	1式		
合 計		239,700	

項 目	(3)幹線道路における交通安全対策の推進	種 別	⑥ 高速自動車国道等における事故防止対策の推進
-----	----------------------	-----	-------------------------

所管 福井県警察本部(交通規制課)

緊急に対処すべき交通安全対策を総合的に実施する観点から、交通安全施設等の整備を計画的に推進する。

高速自動車国道等については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう見直しを推進する。特に、交通事故多発区間においては、速度規制等の必要な交通規制を実施するとともに、交通事故、天候不良等の交通障害が発生した場合は、臨時交通規制を迅速かつ的確に実施し、事故の防止を図る。

所管 中日本高速道路(株)

1 総合的な事故防止対策の施策の集中的実施

安全かつ円滑な自動車交通を確保するため、高機能舗装、凹凸型注意喚起路面標示の整備を推進するとともに、道路構造上往復に分離されていない非分離区間については、対向車線へのはみ出しによる重大事故を防止するため、区画柵の設置・維持管理を実施する。

また事故や故障による停止車両の早期移動、運転者・同乗者への迅速な避難誘導を行い、二次災害の防止を図る。

2 安全で快適な交通環境づくり

過労運転やイライラ運転の防止につながる安全で快適な走行環境を確保するため、舗装改良、事故や故障による停止車両の早期移動、渋滞対策、休憩施設の混雑解消などを推進する。

またインターネットなど情報通信技術を活用した道路交通情報の即時提供を行うなど、お客様サービスの向上を推進する。

所管 西日本高速道路(株)

1 安心・安全の確保

高速道路の交通事故削減を図るため、各交通安全運動期間中に休憩施設や料金所などで高速道路交通警察隊等関係機関と協力し、交通安全啓発活動を展開する。

また、横断幕、懸垂幕および休憩施設トイレの掲示板等により、安全啓発活動を実施する。

2 事故防止対策施策の実施

安全で円滑な自動車交通を確保するため、高機能舗装事故防止対策などの維持管理・整備等を実施する。																					
項 目	(3)幹線道路における交通安全対策の推進	種 別	⑦ 改築等による交通事故対策の推進																		
所管 国土交通省福井河川国道事務所																					
バイパス事業を推進し、交通の円滑化を図る。																					
<table><tr><td>事業名</td><td>事業量</td><td>摘要</td></tr><tr><td>国道 158 号大野油坂道路</td><td>L=15.5 km(九頭竜 IC～油坂出入口(仮称))改良、トンネルおよび橋梁工事等を推進</td><td></td></tr></table>				事業名	事業量	摘要	国道 158 号大野油坂道路	L=15.5 km(九頭竜 IC～油坂出入口(仮称))改良、トンネルおよび橋梁工事等を推進													
事業名	事業量	摘要																			
国道 158 号大野油坂道路	L=15.5 km(九頭竜 IC～油坂出入口(仮称))改良、トンネルおよび橋梁工事等を推進																				
所管 福井県土木部(道路保全課)																					
歩道等を設置するための既存道路の拡幅、自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の改築事業を推進する。																					
<table><tr><td>種別/区分</td><td>事業量</td><td>事業費(千円)</td><td>摘要</td></tr><tr><td>歩道・自歩道整備</td><td>1式</td><td rowspan="4">239,700</td><td rowspan="4">交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ(再掲)</td></tr><tr><td>道路照明設置</td><td>1式</td></tr><tr><td>防護柵設置</td><td>1式</td></tr><tr><td>その他</td><td>1式</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>239,700</td><td></td></tr></table>				種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要	歩道・自歩道整備	1式	239,700	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ(再掲)	道路照明設置	1式	防護柵設置	1式	その他	1式	合 計		239,700	
種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要																		
歩道・自歩道整備	1式	239,700	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ(再掲)																		
道路照明設置	1式																				
防護柵設置	1式																				
その他	1式																				
合 計		239,700																			
所管 福井県土木部(道路建設課、都市計画課)																					
歩行者および自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅や幹線道路の整備と生活道路の道路整備を行う。																					
<table><tr><td>種別/区分</td><td>事業量</td><td>事業費(千円)</td></tr><tr><td>道路拡幅</td><td>10 箇所</td><td>670,950</td></tr></table>				種別/区分	事業量	事業費(千円)	道路拡幅	10 箇所	670,950												
種別/区分	事業量	事業費(千円)																			
道路拡幅	10 箇所	670,950																			
所管 福井県農林水産部(森づくり課)																					
新設される林道について、特に必要と認められる区間については、防護柵、道路反射鏡等の整備を推進する。																					
<table><tr><td>種別/区分</td><td>事業量</td><td>事業費(千円)</td><td>摘要</td></tr><tr><td>森林基幹道事業</td><td>315 m</td><td>199,500</td><td>防護柵等</td></tr><tr><td>森林管理道事業</td><td>250 m</td><td>100,000</td><td>防護柵等</td></tr><tr><td>合 計</td><td>565m</td><td>299,500</td><td></td></tr></table>				種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要	森林基幹道事業	315 m	199,500	防護柵等	森林管理道事業	250 m	100,000	防護柵等	合 計	565m	299,500			
種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要																		
森林基幹道事業	315 m	199,500	防護柵等																		
森林管理道事業	250 m	100,000	防護柵等																		
合 計	565m	299,500																			
項 目	(3)幹線道路における交通安全対策の推進	種 別	⑧ 交通安全施設等の高度化																		
所管 国土交通省福井河川国道事務所 福井県土木部(道路保全課)																					

道路の構造、交通の状況等に応じて、高視認性区画線の整備を推進する。

所管 福井県警察本部(交通規制課)

交通実態に応じて、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を推進するとともに、疑似点灯防止による視認性の向上に資する信号灯器のLED化を推進する。

また、道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等を推進する。

項 目	(4)交通安全施設等の整備事業の推進	種 別	① 交通安全施設等の戦略的維持管理
-----	--------------------	-----	-------------------

所管 福井県警察本部(交通規制課)

整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、「福井県警察交通安全施設長寿命化計画」等に即して、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。特に、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、褪色、摩耗等の理由によりその効用が損なわれないよう効率的かつ適切な管理を行う。

項 目	(4)交通安全施設等の整備事業の推進	種 別	② 歩行者・自転車対策および生活道路対策の推進
-----	--------------------	-----	-------------------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所

安全で快適な歩行空間および通学路空間を確保するための歩道・自転車歩行者道整備を推進する。

種別/区分	事業量
歩道整備	7箇所
自転車空間整備	1箇所
合計	8箇所

所管 福井県土木部(道路建設課、都市計画課)

歩行空間のバリアフリー化および通学路等の安全・安心な歩行空間の確保を図るための無電柱化の推進、踏切対策を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)
無電柱化の推進	3箇所	385,350
踏切対策	1箇所	3,150

所管 福井県土木部(道路保全課)

生活道路において、通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。

所管 福井県警察本部(交通規制課)

生活道路における歩行者等の安全な通行を目的として、車両の最高速度 30km/h の区域規制等の対策を実施する「ゾーン 30」および同規制とハンプ等の物理的デバイスを組合せた「ゾーン 30 プラス」をはじめとする生活道路に対する交通安全対策を推進する。

道路管理者と連携しつつ、車線や歩道の幅員の見直し等により、歩行者、自転車および自動車適切に分離された自転車通行環境を整備するほか、自転車と通行空間を共有する特定小型原動機付自転車をはじめとする新たな電動モビリティの交通の安全を確保するため、自転車の交通秩序の整序化を図る。

項 目	(4)交通安全施設等の整備事業の推進	種 別	③ 幹線道路対策の推進
-----	--------------------	-----	-------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所

事故ゼロプラン(事故危険箇所含む)に基づき、重点的に事故対策を実施する。さらに、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際には、事故発生の要因について、関係機関等との現地立会、調査を実施し、安全施設の整備を含めた所要の対策を講ずることにより再発防止を図る。

種別/区分	事業量
交差点改良	2箇所
区画線設置	1式
標識改修	1式

所管 福井県土木部(道路保全課)

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、歩道整備や自転車走行環境整備を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
歩道・自歩道整備	1式	239,700	交通安全施設等整備事業 (1)②の表と同じ(再掲)
道路照明設置	1式		
防護柵設置	1式		
その他	1式		
合 計		239,700	

所管 福井県警察本部(交通規制課)

事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において、事故分析による事故原因の検証に基づき、信号機の改良等の対策を実施する。

項 目	(4)交通安全施設等の整備事業の推進	種 別	④ 交通円滑化対策の推進
-----	--------------------	-----	--------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所

交通安全に資するため、区画線設置を推進する。

種別/区分	事業量	事業費(千円)
区画線設置	1式	101,000

所管 福井県土木部(道路建設課)

交通安全に資するため、交差点の立体化等を推進する。

種別/区分	事業量	事業費(千円)
交差点の立体化等	2箇所	945,000

所管 福井県警察本部(交通規制課)

交通安全に資するため、信号機の改良等を推進するほか、駐車の実用にも十分配慮して、個々の時間および場所に合ったきめ細かな駐車規制を推進する等の駐車対策を実施することにより、交通容量の拡大を図り、交通の円滑化を推進する。

項目	(4)交通安全施設等の整備事業の推進	種別	⑤ ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
----	--------------------	----	-----------------------------

所管 福井県警察本部(交通規制課)

交通情報の収集・分析・提供や交通状況に即応した信号制御その他道路における交通の規制を広域的かつ総合的に行うため、交通管制システムの充実・改良を図る。

具体的には、複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図るほか、最先端の情報通信技術等を用いて、光ビーコンの更新、交通管制センターの改良等により UTMS(新交通管理システム)を推進するとともに、情報収集・提供環境の拡充や自動運転技術の実用化に資する交通環境の構築等により、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。

項目	(4)交通安全施設等の整備事業の推進	種別	⑥ 道路交通環境整備への住民参加の促進
----	--------------------	----	---------------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所
福井県土木部(道路保全課)

「標識 BOX」等を活用して、道路利用者等の意見を道路交通環境の整備に反映する。

所管 福井県警察本部(交通規制課)

原則として毎年春と秋の交通安全運動時にあわせて、交通安全に関する地域住民等の主体的な活動として行われる交通安全総点検を積極的に推進するとともに、県警ホームページにおいて運用している「標識 BOX」、「信号機 BOX」等に寄せられた意見を参考にして、道路交通環境の整備に反映する。

項目	(4)交通安全施設等の整備事業の推進	種別	⑦ 連絡会議等の活用
----	--------------------	----	------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所
福井県土木部(道路保全課)
福井県警察本部(交通規制課)

「福井県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けて、施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

項 目	(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	種 別	
-----	---------------------	-----	--

所管 福井県未来創造部(交通まちづくり課)

1 路線バス等の維持・確保

路線バスやコミュニティバスの運行補助、給与増額支援による運転士採用強化を行い、路線の維持・確保を図るとともに、各市町で開催される地域公共交通会議に参加し、地域のニーズに応じた路線バス等のダイヤやルートの見直しを行い、利便性の向上を図る。

2 ICT による利便性向上・利用促進

バスの運行状況をリアルタイムで確認できるバスナビゲーションシステムの活用や Google マップ等の経路検索システムの活用による利便性の向上を図るとともに、交通系 IC カードを活用した利用促進を図る。

項 目	(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化	種 別	
-----	-----------------------	-----	--

所管 国土交通省福井河川国道事務所

安全で快適な歩行空間および通学路空間を確保するための歩道・自転車歩行者道整備を推進する。

種別/区分	事業量
歩道整備	7箇所
自転車空間整備	1箇所
合計	8 箇所

所管 福井県土木部(道路保全課)

歩道の拡幅や段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のユニバーサルデザイン化を積極的に推進する。

項 目	(7) 無電柱化の推進	種 別	
-----	-------------	-----	--

所管 国土交通省福井河川国道事務所

「無電柱化の推進に関する法律」に基づく無電柱化推進計画を策定し、無電柱化の推進を図る。

種別/区分	事業量	事業費(千円)
無電柱化の推進	3箇所	109,000
合計	3箇所	109,000

所管 福井県土木部(都市計画課)

「無電柱化の推進に関する法律」に基づく無電柱化推進計画を策定し、無電柱化の推進を図

る。

種別/区分	事業量	事業費(千円)
無電柱化の推進	3箇所	385,350

項目

(8)効果的な交通規制の推進

種別

所管 福井県警察本部(交通規制課)

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうかの観点から、継続して点検・見直しを進めることに加え、一般道路においては、実勢速度、交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進するとともに、生活道路においては、速度抑制対策を積極的に推進する。

駐車規制については、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を推進する。

信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするために、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を行うなど、信号表示の調整等の運用の改善を推進する。

さらに、公安委員会が行う交通規制情報の質の向上やデータベース化を推進し、効果的な交通規制を推進する環境の整備を行う。

項目

(9)自転車利用環境の総合的整備

種別

① 安全で快適な自転車利用環境の整備

所管 国土交通省福井河川国道事務所

安全で快適な歩行空間および通学路空間を確保するための歩道・自転車歩行者道整備を推進する。

種別/区分	事業量
歩道整備	7箇所
自転車空間整備	1箇所
合計	8箇所

所管 福井県土木部(道路保全課)

自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車専用通行帯設置や道路上の通行位置明示など、自転車通行空間を整備するとともに、適切に維持管理する。その際には、中高生の自転車通学の安全確保のため、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等を考慮する。

所管 福井県警察本部(交通指導課、交通規制課)

歩行者、自転車、特定小型原動機付自転車および自動車が適切に分離された自転車通行環境を整備するほか、自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間や自転車と自動車等を混在させる区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、必要に応じて、駐車禁止または

駐停車禁止の規制を実施する。あわせて、自転車専用通行帯をふさぐなど悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐停車車両に対する指導取締りを実施する。

所管 福井県未来創造部(交通まちづくり課)

令和6年度に策定した「第2次福井県自転車活用推進計画」に基づき、自家用車からの転換や健康増進、サイクルツーリズムの推進のため、自転車を利用しやすい環境づくりや自転車利用のメリットの広報啓発、ヘルメット着用の呼びかけ等により県民の安全で安心な自転車の活用を推進する。

<第2次福井県自転車活用推進計画の概要>

期間:令和7年度～令和11年度の5年間

目標:①自転車利用者に優しい環境づくり

②自転車と暮らすライフスタイルの推進

③サイクルツーリズムの推進による観光振興

④交通事故の無い安全で安心な社会の実現

項 目	(9)自転車利用環境の総合的整備	種 別	② 自転車等の駐車対策の推進
-----	------------------	-----	----------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所 福井県土木部(道路保全課)、西日本旅客鉄道株

道路等に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

項 目	(10)高度道路交通システムの活用	種 別	① 道路交通情報通信システムの整備
-----	-------------------	-----	-------------------

所管 北陸総合通信局

高度道路交通システム(ITS)に関して、700MHz 帯の周波数を用いて車車間・路車間通信等を行う安全運転支援システム(700MHz 帯高度道路交通システム)について、我が国では平成 27 年より実用化。また、路車間サービスの高度化および信号管制システムの強靱化を図るため、路路間通信の導入に係る無線設備の技術的条件の検討を行い、平成 29 年7月に制度化した。

今後も、電波を活用する安全運転支援システム等の更なる普及促進・高度化に取り組んでいく。

所管 福井県警察本部(交通規制課)

道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコンの更新を推進する。

所管 国土交通省福井河川国道事務所

既存ストックの整備拡充を踏まえ、高度道路交通システム(ITS)の推進を図る。

所管 中日本高速道路株

高速道路をご利用のお客様の多様なニーズに応え、お客様への適切な道路交通情報などを提供するため ETC2.0 やインターネットなど情報通信技術を活用して道路交通情報の即時提供を行うなど、お客様サービスの向上を推進する。

所管 西日本高速道路(株)

安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム(VICS)の整備・拡充を推進するとともに、高精度な情報提供の充実および普及を推進する。

また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、ETC2.0 等のインフラの整備を図る。

項 目	(10)高度道路交通システムの活用	種 別	② 新交通管理システムの推進
-----	-------------------	-----	----------------

所管 福井県警察本部(交通規制課)

最先端の情報通信技術等を用いて交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用し高度道路交通システム(ITS)を推進する。

項 目	(10)高度道路交通システムの活用	種 別	③ 交通事故防止のための運転支援システムの推進
-----	-------------------	-----	-------------------------

所管 福井県警察本部(交通規制課)

運転者に信号交差点への到着時における信号灯色等に関する情報を事前に提供し、ゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システム(TSPS)を始めとする新交通管理システム(UTMS)を活用し高度道路交通システム(ITS)を推進する。

項 目	(10)高度道路交通システムの活用	種 別	④ ETC2.0 の展開
-----	-------------------	-----	--------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所 中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)

事故多発地点、道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することで、安全運転を支援する。

また、収集した速度データや利用経路・時間データ等、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞と事故を減らす取組みを推進する。

項 目	(10)高度道路交通システムの活用	種 別	⑤ 道路運送事業に係る高度情報化の推進
-----	-------------------	-----	---------------------

所管 中部運輸局福井運輸支局

環境に配慮した安全で円滑な自動車の運行を実現するため、道路運送事業において高度道路交通システム(ITS)技術を活用し、公共交通機関の利用促進を進める。

項 目	(11)交通需要マネジメント(TDM)の推進	種 別	① 公共交通機関利用の促進																				
所管 中部運輸局福井運輸支局 令和2年11月に施行された地域公共交通の活性化および再生に関する法律(平成19年法律第59号)等の一部改正法により、地域交通に関するマスタープラン(地域公共交通計画)の策定が自治体の努力義務とされたことを受け、計画の策定や見直しに際し助言を行い、公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用促進および公共交通機関への転換による円滑な道路交通の実現を図る。 所管 福井県未来創造部(交通まちづくり課・地域鉄道課) 1 運行ダイヤ等の見直し 各市町で開催される地域公共交通会議に参加し、バスや乗り合いタクシーのダイヤ・ルートの改善などについて、広域的な視点から助言を行い、利用者の利便性の向上を目指す。 2 ICTによる利便性向上・利用促進 バスの運行状況をリアルタイムで確認できるバスナビゲーションシステムの活用や Google マップ等の経路検索システムの活用により利便性の向上を図るとともに、交通系ICカードを活用した利用促進を図る。 3 カー・セーブ運動の推進 毎週金曜日の「カー・セーブデー」の実施など、通勤・通学時のクルマ利用を控える運動を県民・企業等に働きかけることにより、カー・セーブ運動の拡大を図る。 4 パークアンドライド等の利用促進 郊外からの過剰なクルマの流入抑止や市街地での交通混雑を回避するため、パークアンドライドやパークアンドサイクルライド等を推進する。																							
項 目	(11)交通需要マネジメント(TDM)の推進	種 別	② 貨物自動車利用の効率化																				
所管 中部運輸局福井運輸支局 効率的な貨物自動車利用等を促進するため、モーダルシフトや共同輸配送など荷主と物流事業者の連携により、輸送業務の省力化や温室効果ガス削減が図られる取り組みを推進する。																							
項 目	(12)災害に備えた道路交通環境の整備	種 別	① 災害に備えた道路の整備																				
所管 国土交通省福井河川国道事務所 安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、橋梁の耐震対策や道路斜面の防災対策、防雪対策等を行う。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別/区分</th><th>事業量</th><th>事業費(千円)</th><th>摘要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋梁補修</td><td>1式</td><td>499,000</td><td>橋梁補修事業</td></tr> <tr> <td>道路防災対策</td><td>1式</td><td>128,000</td><td>道路防災事業</td></tr> <tr> <td>防雪・消雪対策</td><td>1式</td><td>192,000</td><td>雪寒道路事業</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td>819,000</td><td></td></tr> </tbody> </table> 所管 福井県土木部(道路保全課)				種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要	橋梁補修	1式	499,000	橋梁補修事業	道路防災対策	1式	128,000	道路防災事業	防雪・消雪対策	1式	192,000	雪寒道路事業	合計		819,000	
種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要																				
橋梁補修	1式	499,000	橋梁補修事業																				
道路防災対策	1式	128,000	道路防災事業																				
防雪・消雪対策	1式	192,000	雪寒道路事業																				
合計		819,000																					

豪雨、豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、橋梁の耐震対策や道路斜面の防災対策、防雪対策等を行う。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
橋梁補修・耐震対策	1 式	1,216,687	橋梁補修事業
道路防災対策	1 式	779,400	道路災害防除事業
防雪・消雪対策	1 式	347,151	雪寒道路事業
合 計		2,343,238	

所管 福井県土木部(道路建設課)

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路の橋梁の架け替えを実施する。

また、豪雨・豪雪時においても道路ネットワークを確保するため、災害の恐れのある区間を回避・代替する道路整備を推進する。

災害発生時の防災拠点となる「道の駅」を地域防災計画に位置付ける。

種別/区分	事業量	事業費(千円)
緊急輸送道路の橋梁架け替え	1 箇所	1,302,000
代替(バイパス)道路整備	7 箇所	1,392,509

所管 西日本高速道路(株)

地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、高速道路の4車線化を推進し、災害に強い道路ネットワークを構築する。

項 目	(12)災害に備えた道路交通環境の整備	種 別	② 災害に強い交通安全施設等の整備
-----	---------------------	-----	-------------------

所管 福井県警察本部(交通規制課)

地震、豪雨・豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進するとともに、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進する。あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置や可搬式発動発電機の整備、老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進する。

また、オンライン接続により警察の交通管制センターから詳細な交通情報をリアルタイムで警察庁に収集し、広域的な交通管理に活用する「広域交通管制システム」の的確な運用を推進する。

項 目	(12)災害に備えた道路交通環境の整備	種 別	③ 災害発生時における交通規制
-----	---------------------	-----	-----------------

所管 福井県警察本部(交通規制課)

災害発生時においては、避難車両の誘導、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を迅速かつ的確に実施する。

あわせて、災害発生時における混乱を最小限に抑える観点から、交通量等が一定の条件を満た

す場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の整備を推進し、活用を図る。			
項 目	(12)災害に備えた道路交通環境の整備	種 別	④ 災害発生時における情報提供の充実
所管 国土交通省福井河川国道事務所 道路情報提供装置等を活用し、平常時より提供する各種情報の拡充を図る。災害発生に伴ない広域迂回、通行規制等が必要となる場合は、福井河川国道事務所HP、記者発表、SNS等を通じた情報提供を適切に行う。 所管 福井県土木部(道路保全課) 福井県のインターネット「みち情報ネットふくい」において、リアルタイムで通行規制情報を発信する。			
項 目	(13)総合的な駐車対策の推進	種 別	① きめ細かな駐車規制の推進
所管 福井県警察本部(交通規制課) 地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性にも配慮し、地域の交通実態等に応じた規制の緩和を行うなど、きめ細かな駐車規制を推進する。			
項 目	(13)総合的な駐車対策の推進	種 別	② 違法駐車対策の推進
所管 福井県警察本部(交通指導課) 1 道路交通環境の変化や違法駐車の状態を踏まえ、取締りガイドラインの見直しを適切に行い、悪質性、危険性、迷惑性の高い違法駐車取締りを推進する。 2 運転者の責任を追及できない放置車両について、その使用者に対する放置違反金納付命令を行うとともに、繰り返し納付命令を受けた場合は車両の使用制限命令を行い、厳しく責任を追及する。 3 交通事故の原因となった駐車違反や常習・悪質な駐車違反については、運転者責任を徹底追及する。			
項 目	(13)総合的な駐車対策の推進	種 別	③ 駐車場等の整備
所管 福井県土木部(道路保全課) 「道の駅」の整備により休憩施設を拡充することで、駐車対策を図る。			

項 目	(13)総合的な駐車対策の推進	種 別	④ 違法駐車を排除する気運の醸成・高揚
所管 福井県警察本部(交通企画課) 違法駐車の排除および自動車の保管場所の確保等に関し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、関係機関・団体との密接な連携を図るほか、地域交通安全活動推進委員が行う道路における適正な車両の駐車について住民の理解を深める活動を積極的に支援するなど、違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。			
項 目	(13)総合的な駐車対策の推進	種 別	⑤ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進
所管 福井県警察本部(交通規制課) 交通の安全と円滑上支障のない駐車規制区間については、自治会、地元商店街等地域の意見要望を十分に踏まえ、地域の駐車管理構想に基づいたきめ細やか駐車規制となるよう駐車規制の緩和を図り、道路環境や社会情勢に的確に対応した駐車規制を推進する。			
項 目	(14)道路交通情報の充実	種 別	① 情報収集・提供体制の充実
所管 北陸総合通信局 ドライバーへの道路交通情報の提供手段として、道路交通事情に関して詳細な情報を即時に提供できる路側通信システム(ハイウェイラジオ)が昭和 58 年に開始され、全国で運用されている。また、コミュニティ放送局は、市町村の一部区域を対象に行うFM放送局で、当該地域に密着したきめ細かな道路交通情報や、商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与できるもので、開設を促進する。			
所管 国土交通省福井河川国道事務所 道路情報提供装置等を活用し、平常時より提供する各種情報の拡充を図る。特に、大雪等により大規模交通障害が懸念される場合は、福井県冬期情報連絡室を開設し、各管理者情報の共有・一元集約、定期的な情報提供、臨時の情報提供を適切に行う。			
所管 福井県土木部(道路保全課) 県のホームページ「みち情報ネットふくい」や道路情報提供装置等により、道路規制情報等を提供する。			
所管 福井県警察本部(交通規制課) 光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板等の整備による情報収集・提供体制の充実を図るとともに、交通管制システムの充実を図る。			
所管 西日本高速道路(株) 多様化する道路利用者のニーズに応じて道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、交通監視カメラ、車両感知器、道路情報提供			

装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図ると共に、交通管制システムの充実・高度化を図る。 また、高度道路交通システム(ITS)の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム(VICS)やETC2.0の整備・拡充を積極的に推進することにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化に寄与する。			
項 目	(14)道路交通情報の充実	種 別	② ITS を活用した道路交通情報の高度化
所管 北陸総合通信局 高度道路交通システム(ITS)として、周囲の車や路側インフラなどと情報交換する V2X (Vehicle to everything:車とモノとの通信)システムの高度化を目指している。 自動運転社会の実現に向け大量の通信トラヒックに対応が可能な 5.9GHz 帯の電波利用の検討を行っており、その結果を踏まえて必要な制度整備等を図る。 所管 国土交通省福井河川国道事務所 既存ストックの整備拡充を踏まえ、高度道路交通システム(ITS)の推進を図る。 所管 福井県警察本部(交通規制課) 高度道路交通システム(ITS)の一環として、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する道路交通情報通信システム(VICS)機器の更新を推進し、交通の分散による交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。			
項 目	(14)道路交通情報の充実	種 別	③ 分かりやすい道路交通環境の確保
所管 国土交通省福井河川国道事務所 福井県土木部(道路保全課) 道路案内標識において、ルート番号を用いた表記の整備や英語表記改善により、国際化の進展への対応に努める。 所管 福井県警察本部(交通規制課) 道路標識について標識板の高輝度化や、規制標識「一時停止」等の標識の新設又は更新に際しては、英字を併記したものの整備を着実に推進し、分かりやすい標識の整備に努める。			
項 目	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備	種 別	① 道路の使用および占用の適正化等
所管 国土交通省福井河川国道事務所 工作物の設置や道路工事等のための道路の使用および占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し安全かつ円滑な交通を確保するために適正な運用を図るとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。			

所管 福井県土木部(道路保全課)

工作物の設置や道路工事等のための道路の使用および占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し安全かつ円滑な交通を確保するために適正な運用を図るとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

所管 福井県警察本部(交通規制課)

工事等のための道路使用許可に当たっては、交通の安全と円滑を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守等についての指導を徹底する。

項 目	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備	種 別	② 休憩施設等の整備の推進
-----	------------------------	-----	---------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所
福井県土木部(道路保全課)

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して、「道の駅」の休憩施設等の整備を積極的に推進する。

項 目	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備	種 別	③ 道路法に基づく通行の禁止または制限
-----	------------------------	-----	---------------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所
福井県土木部(道路保全課)

交通が危険であると認められる場合および道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を行う。

所管 福井県警察本部(交通指導課)

道路法に基づく通行の禁止または制限にかかる違反行為に対しては、指導取締りを実施し、違反行為の未然防止を図る。

所管 中日本高速道路(株)

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊または異常気象等により交通が危険であると認められる場合および道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を行う。また、危険物を積載する車両の長大トンネル(延長 5,000m 以上)等の通行の禁止または制限および道路との関係において必要とされる車両の寸法、重量等の最高限度を超える車両の通行の禁止または制限に対する違反を防止するため、指導取締りの推進を図る。

所管 西日本高速道路(株)

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊または異常気象等により交通が危険であると認められる場合には、道路法に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を行う。

また、冬期においては、円滑かつ安全な道路交通を確保するため、冬用タイヤ未装着車の高速

道路への流入を防ぐなどの交通規制を交通管理者の協力を受けながら、実施する。

さらに、特別な大雪が予想される場合は、「人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避」するため、予防的(計画的)通行止めの実施、除雪体制の強化や集中除雪、道路情報提供装置を用いた需要抑制や広域う回の呼びかけなどを行う。

項 目	(15)交通安全に寄与する道路交通環境の整備	種 別	④ 冬期における安全の確保
-----	------------------------	-----	---------------

所管 国土交通省福井河川国道事務所

冬期間の安全な交通機能を確保するため、冬タイヤおよびチェーン未装着車両対策としてチェーン着脱場の整備を推進し、大雪の際、警察と連携してタイヤチェックを実施するほか、通行止による集中除雪時の待避所として活用する。

また、散水融雪設備等の修繕なども実施し、雪害対策に備えていく。

気温が低下し、路面凍結のおそれがあるとき、または既に凍結が発生しているとき、散布車により凍結防止剤の散布を行う。

新雪は昼夜の別なく早期に高速除雪を行い、常時交通を確保する。新積雪5cm程度で出勤し、路面に積雪のおそれなくなるまで反復作業を行う。

降雪があり積雪のおそれがあるときは、天候ならびに気温等を考慮して融雪、散水装置を操作する。

冬期高度道路交通システム(ITS)により道路利用者に対して路面監視カメラ映像、気象データ、通行規制情報をインターネットで提供するとともに、各道路管理者や県警察本部および気象台により構成する福井県冬季道路情報連絡室により一元化された道路交通情報を定期的にマスコミを通じて提供する。

冬期におけるドライバーの冬用装備の必要性や安全走行を促す注意喚起として、道路情報板、路側放送、HPやSNS等を活用した啓発を行う他、近隣府県のトラック協会へのチェーン装備等の要請行動なども行う。

なお、冬期間毎日、HPやSNSでは夜間の気象や路面状況の予測を情報提供する。

所管 福井県土木部(道路保全課)

消雪パイプやスノーシェッド等の消雪・防雪施設を整備し、冬期間の交通事故防止対策を推進する。

種別/区分	事業量	事業費(千円)	摘要
防雪・消雪対策	1式	347,151	雪寒道路事業 (12)①の表と同じ(再掲)
合 計		347,151	

所管 福井県警察本部(交通規制課)

着雪防止型の信号機の拡充や、道路標識の大型化等、降雪期においても視認性が確保できる、雪に強い交通安全施設の整備を推進する。

所管 中日本高速道路(株)

特別な大雪が予想される場合は、関係機関と連携し、大雪時の行動変容を促すとともに、除雪体制の強化や集中除雪など、「人命を最優先に、大規模な車両滞留を回避する」ための各種取り組みを実施する。

5 道路交通秩序の維持

項 目	(1)交通指導取締りの強化等	種 別	① 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等
所管 福井県警察本部(交通指導課) 1 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。 特に、飲酒運転および無免許運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転および無免許運転の根絶に向けた取組みを推進する。また、引き続き、児童、高齢者、障がい者の保護の観点に立った指導取締りを推進する。 さらに、地理的情報等に基づく交通事故分析の高度化を図り、交通指導取締りの実施状況について、交通事故の発生実態等を分析し、その結果を取締り計画の見直しに反映させる、いわゆる PDCA サイクルをより一層機能させる。 2 背後責任の追及 事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行い、また、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種の違反の防止を図る。 3 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進 自転車利用者による携帯電話使用、無灯火、二人乗り等に対して積極的に指導警告を行うとともに、酒気帯び運転等の悪質・危険な交通違反に対する検挙措置を推進する。			
項 目	(1)交通指導取締りの強化等	種 別	② 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等
所管 福井県警察本部(交通指導課) 高速自動車国道等においては、重大な違反行為はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結するおそれがあることから、交通指導取締り体制の整備に努め、交通流や交通事故発生状況等の交通の実態に即した効果的な機動警ら等を実施することにより、違反の未然防止および交通流の整序を図る。 また、高速自動車国道等における速度超過の取締りは常に危険を伴うため、受傷事故防止等の観点から、速度違反自動取締装置等の取締り機器の積極的かつ効果的な活用を推進する。 さらに、交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を重点とし、特に、著しい速度超過、飲酒運転、妨害運転、車間距離不保持、通行帯違反等の取締りを強化する。			
項 目	(2)交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	種 別	① 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底
所管 福井県警察本部(交通指導課) 交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から危険運転致死傷罪(自動車運転死傷処罰法第2条または第3条)の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。			

項 目	(2)交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	種 別	② 交通事故事件等に係る捜査力の強化
所管 福井県警察本部(交通指導課) 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実および研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。			
項 目	(2)交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	種 別	③ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進
所管 福井県警察本部(交通指導課) ひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。			
項 目	(3)暴走族等対策の推進	種 別	① 暴走族追放気運の高揚および家庭、学校等における青少年の指導の充実
所管 福井県警察本部(交通指導課) 暴走族追放気運を高揚させるため、報道機関等に対する資料提供を積極的に行い、暴走族の実態が的確に広報されるよう努めるなど、広報活動を積極的に行う。また、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対する指導等を促進する。暴走族問題と青少年の非行等問題行動との関連性を踏まえ、地域の関連団体等との連携を図るなど、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。			
項 目	(3)暴走族等対策の推進	種 別	② 暴走行為阻止のための環境整備
所管 福井県警察本部(交通指導課) 暴走族等(暴走族および違法行為を敢行する旧車会員(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者))の集場所として利用されやすい施設の管理者に協力を求め、暴走族等を集させないための施設の環境づくりを推進するとともに、地域における関係機関・団体が連携を強化し、暴走行為等ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。 また、情報の事前入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、体制を整えて防止措置を講ずる。			
項 目	(3)暴走族等対策の推進	種 別	③ 暴走族等に対する指導取締りの推進
所管 福井県警察本部(交通指導課) 暴走族等の集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対して、共同危険行為等の禁止違反を始めとする各種法令を適用した指導取締りを推進するため、取締り体制および装備資機材の充実を図る。 また、違法行為を敢行する旧車会員の実態把握を行い、関係者間で情報を共有するとともに、			

整備不良や不正改造等の指導取締りを推進する。			
項 目	(3)暴走族等対策の推進	種 別	④ 暴走族関係事犯者の再犯防止
所管 福井県警察本部(交通指導課、運転免許課) 暴走族関係事犯の捜査は、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情を明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員等を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。 さらに、暴力団とかかわりのある者は、その実態を明らかにして、暴力団から離脱するよう指導を徹底する。 暴走族関係保護観察対象者の処遇に当たっては、遵法精神のかん養、家庭環境の調整、交友関係の改善指導、暴走族組織からの離脱指導等、再犯防止に重点を置いた処遇の実施に努める。 また、暴走行為に対する運転免許の行政処分については、特に迅速かつ厳重に行う。			
項 目	(3)暴走族等対策の推進	種 別	⑤ 車両の不正改造の防止
所管 中部運輸局福井運輸支局 暴走行為を助長するような車両の不正な改造を防止するよう、また、保安基準に適合しない部品等が不正な改造に使用されることがないように、「不正改造車を排除する運動」等を通じ、広報活動の推進および企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。 また、自動車ユーザーだけでなく、不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立ち入り検査を行う。 所管 福井県警察本部(交通指導課) 暴走行為を助長するような不正改造車両を排除するため、整備不良や騒音関係違反および道路運送車両法違反の指導取締りを推進するほか、不正改造を行った事業者等に対する責任追及を徹底する。			

6 救助・救急活動の充実

項 目	(1)救助・救急体制の整備	種 別	① 救助体制の整備・拡充
所管 福井県防災安全部(消防保安課) 交通事故に起因する救助活動の増大および事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助活動の円滑な実施を推進する。			
項 目	(1)救助・救急体制の整備	種 別	② 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実
所管 福井県防災安全部(消防保安課) 福井県健康福祉部(地域医療課)			

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、消防部隊の組織的な活動が期待でき、応援部隊を迅速に投入できる消防指令業務の共同運用の検討など、連絡体制の整備および救護訓練の実施等、集団救助・救急体制の整備を推進する。 また、大規模災害時や事故などの現場に急性期(48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム(災害派遣医療チーム:DMAT)体制の整備を推進する。			
項 目	(1)救助・救急体制の整備	種 別	③ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
所管 福井県防災安全部(消防保安課) 福井県健康福祉部(地域医療課) 救急現場におけるバイスタンダーによる応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器(AED)設置の促進および、消防機関等が行うAEDの使用を含めた応急手当について講習会の実施等、普及啓発活動を推進する。 また、いざという時に少しでも多くの方が、AEDを使用できるよう、県医師会や県内消防本部等と協力して講習会を開催するとともに、119番通報と同時にAEDを探す行動をとるべきことや、設置場所を検索するためのアプリケーション等の普及啓発を推進する。 所管 福井県警察本部(運転免許課) 自動車教習所における教習および取得時講習、更新時講習等において応急救護処置に関する知識の普及に努める。 所管 福井県警察本部(交通企画課) 交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等および交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても広く知識の普及に努める。 所管 福井県教育庁(保健体育課) 中学校および高等学校等の保健体育において、応急手当の正しい手順や方法、保健体育科の保健分野(応急手当)において、生徒に対し心肺蘇生法の指導を行う。			
項 目	(1)救助・救急体制の整備	種 別	④ 救急救命士の養成・配置等の促進
所管 福井県防災安全部(消防保安課) プレホスピタルケア(救急現場および搬送途上における応急処置)の充実のため、県内各消防本部の救急救命士を計画的に配置できるようその育成を図り、救急救命士の処置拡大により可能となった気管挿管、薬剤投与を円滑に実施するための講習および実習の実施を推進する。 また、医師の指示または指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図る。			

項 目	(1)救助・救急体制の整備	種 別	⑤ 救助・救急資機材等の整備の充実							
所管 福井県防災安全部(消防保安課)										
救助工作車、救助資機材の整備を推進するとともに、救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。										
項 目	(1)救助・救急体制の整備	種 別	⑥ 防災ヘリコプターによる救急業務の推進							
所管 福井県防災安全部(消防保安課) 福井県健康福祉部(地域医療課)										
ドクターヘリとの相互補完体制を含めて、救急業務におけるヘリコプターの積極的な活用を推進する。										
項 目	(1)救助・救急体制の整備	種 別	⑦ 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実							
所管 福井県防災安全部(消防保安課)										
複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員および救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進する。										
項 目	(1)救助・救急体制の整備	種 別	⑧ 高速自動車国道等における救急業務実施体制の整備							
所管 福井県防災安全部(消防保安課)										
高速自動車国道における救急業務については、道路管理者と関係市町等が協力して適切かつ効率的な人命救護を行う。 北陸自動車道福井県消防連絡協議会が北陸自動車道総合防災訓練を実施する。										
所管 中日本高速道路(株)										
高速道路における救急業務を適切かつ効率的に行うため、市町など関係機関と共に消防訓練を実施する。 北陸自動車道と舞鶴若狭自動車道において、救急業務を実施する市町に対し、財政措置を講じて、救急業務体制の充実を図る。										
<table><tr><td>機 関 名</td></tr><tr><td>嶺 北 消 防 組 合 消 防 本 部</td></tr><tr><td>福 井 市 消 防 局</td></tr><tr><td>鯖 江 ・ 丹 生 消 防 組 合 消 防 本 部</td></tr><tr><td>南 越 消 防 組 合 消 防 本 部</td></tr><tr><td>敦 賀 美 方 消 防 組 合 消 防 本 部</td></tr><tr><td>若 狭 消 防 組 合 消 防 本 部</td></tr></table>				機 関 名	嶺 北 消 防 組 合 消 防 本 部	福 井 市 消 防 局	鯖 江 ・ 丹 生 消 防 組 合 消 防 本 部	南 越 消 防 組 合 消 防 本 部	敦 賀 美 方 消 防 組 合 消 防 本 部	若 狭 消 防 組 合 消 防 本 部
機 関 名										
嶺 北 消 防 組 合 消 防 本 部										
福 井 市 消 防 局										
鯖 江 ・ 丹 生 消 防 組 合 消 防 本 部										
南 越 消 防 組 合 消 防 本 部										
敦 賀 美 方 消 防 組 合 消 防 本 部										
若 狭 消 防 組 合 消 防 本 部										

所管 西日本高速道路(株)

高速道路における救急業務を適切かつ効率的に行うため、市町など関係機関と共に訓練を実施するとともに、舞鶴若狭自動車道において、救急業務を実施する市町に対し、財政措置を講じて、救急業務体制の充実を図る。

項 目

(2)救急医療体制の整備

種 別

① 救急医療機関等の整備

所管 福井県健康福祉部(地域医療課)

必要とされる医療を適切に提供するため、初期・二次・三次の医療施設が下記の機能を分担し、連携する体制を推進する。

1 「救急病院等を定める省令」に基づく救急病院および救急診療所数

(令和7年4月1日現在)

救急告示病院 40
救急告示診療所 9
計 49

2 休日および土曜日夜間の救急医療体制の確立のために、主に初期救急としての在宅当番医制事業、2次救急としての病院群輪番制病院事業、3次救急としての救命救急センター事業を実施する。

(令和7年4月1日現在)

事業名	医療機関
在宅当番医制事業	9医師会等
病院群輪番制病院事業	(嶺北)県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井勝山総合病院、福井大学医学部附属病院、福井総合病院、公立丹南病院 (嶺南)市立敦賀病院、杉田玄白記念公立小浜病院
小児救急医療支援事業	(嶺北)県立病院、福井赤十字病院、福井県済生会病院、福井大学医学部附属病院 (嶺南)市立敦賀病院、独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター、杉田玄白記念公立小浜病院
救命救急センター事業	県立病院救命救急センター、杉田玄白記念公立小浜病院救命救急センター

項 目

(2)救急医療体制の整備

種 別

② 救急医療担当医師・看護師等の養成等

所管 福井県健康福祉部(地域医療課)

救命救急センター等で救急医療を担当している医師に対し、救急患者の救命率をより向上させるための研修を行い、救急医療従事者の確保とその資質の向上を図る。

看護師についても、新人研修における救急医療研修の充実に努め、救急医療を担当する看護師の確保を図る。

項 目

(2)救急医療体制の整備

種 別

③ ドクターヘリ事業の推進

所管 福井県健康福祉部(地域医療課)

交通事故等で負傷した患者の救命率の向上や後遺症を軽減させるため、医師等が搭乗し早期に救命医療を行い搬送できるドクターヘリ事業を推進する。			
項 目	(3)救急関係機関の協力関係の確保等	種 別	
所管 福井県防災安全部(消防保安課) 福井県健康福祉部(地域医療課) 救急医療施設等への迅速かつ円滑な収容を確保するため、救急医療機関、消防機関等の関係機関における緊密な連携・協力関係の確保を推進するとともに、救急医療機関内の受入れ・連携体制の明確化を図る。 救急患者の救命効果の向上を図るため、救急車から病院へ心電図データ等を伝送し、心筋梗塞患者の発症から治療開始までの時間短縮を図るなど、医療機関と消防機関が相互に連携を取りながら効果的な救急体制の整備を促進する。 さらに、特に多くの被害者の生じる大規模な交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム(DMAT)体制の整備を推進する。			

7 被害者支援の充実と推進

項 目	(1)自動車損害賠償保障制度の充実等	種 別	
所管 中部運輸局福井運輸支局 自動車損害賠償責任保険(共済)の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動等を通じて広く県民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険(無共済)車両の運行の防止を徹底する。			
項 目	(2)損害賠償の請求についての援助等	種 別	① 交通事故相談活動の推進
所管 福井県防災安全部(県民安全課) 日弁連交通事故相談センター、交通事故紛争処理センター等との連絡協調を図り、損害賠償手続の概要等の教示、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等、被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。 また、交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務の推進を図るとともに、相談内容の多様化・複雑化に対処するため、研修等を通じて、相談員の資質の向上を図ることで、交通事故被害者等からの損害賠償、更生援護などの相談に対して必要な指導、助言を行い、福祉の向上を推進する。 なお、交通事故相談所において各種の広報を行うほか、チラシ、ポスターの積極的な活用等により、交通事故相談活動の周知徹底を図り、交通事故当事者に対し広く相談の機会を提供する。			
項 目	(2)損害賠償の請求についての援助等	種 別	② 損害賠償請求の援助活動等の強化
所管 福井県警察本部(交通指導課)			

警察においては、交通事故被害者等に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談活動を積極的に推進する。			
項 目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化	種 別	① 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実
所管 福井県防災安全部(県民安全課) 独立行政法人自動車事故対策機構による、交通遺児等に対する生活資金貸付けや、自動車事故によって重度の後遺障害を負った被害者に対する介護料の支給、公益財団法人交通遺児等育成基金の行う育成給付金の給付などについて、関係機関等と協力のもと周知を図る。 所管 福井県健康福祉部(児童家庭課) 交通災害等遺児の就学の安定を図るため、小・中・高等学校に入学する際、支度金を支給し、交通遺児等の福祉増進を図る。			
項 目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化	種 別	② 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進
所管 福井県警察本部(交通指導課) 平素から、交通捜査員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応の徹底を図るとともに、被害者連絡調整官の効果的な運用、犯罪被害者支援部門との緊密な連携等の組織的な被害者支援体制の構築に努め、ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3か月以上の重傷を負った事故および危険運転致死傷罪等に該当する事件を中心に、交通事故被害者等に対して、交通事故の概要、捜査状況等を積極的に連絡する。 また、交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問い合わせがあった場合や、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者およびその直近の家族から加害者に対する行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報の提供に努める。 警察署においては、「被害者の手引」の配布により、刑事手続の流れ、交通事故によって生じた損害の賠償を求める手続、ひき逃げ事件や無保険車両による交通事故の被害者に国が損害を填補する救済制度、各種相談窓口等について説明を行うとともに、交通事故被害者等からの要望を聴取するなど、その心情に配慮した相談活動を推進する。			
項 目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化	種 別	③ 公共交通事故被害者への支援
所管 中部運輸局福井運輸支局 公共交通事故による被害者等への支援確保のため、公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口を設置し、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるための中長期にわたるコーディネーション(被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等)等を図る。また、外部の関係機関と連携し、公共交通事故の被害者等への支援の取組みを進めていく。			

8 調査研究の充実

項 目	(1)高齢者の交通事故防止に関する研究の推進	種 別	
所管 福井県防災安全部(県民安全課) 福井県警察本部(交通企画課) 交通事故防止対策に資するため、本県の交通死亡事故の発生原因や課題について、他県との比較等による調査分析を実施(令和3年度)。			
項 目	(2)道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	種 別	
所管 福井県防災安全部(県民安全課) 福井県警察本部(交通企画課) さらなる交通事故死者数の削減に向け、令和3年度に実施した交通死亡事故の発生に関する調査分析結果をふまえ、運転者の意識改革を行うための合言葉「運転は、集中力と思いやり」を用いた広報や、高齢者を対象とした安全運転サポート車の購入支援等の施策を実施する。			

第2章 鉄道交通の安全

項 目	1 鉄道交通環境の整備	種 別	(1)鉄道施設等の安全性の向上
所管 中部運輸局福井運輸支局(技術・防災課) 鉄道施設の維持管理および補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。研究機関の専門家による技術支援制度を活用するなどして技術力の向上についても推進する。 また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化を推進する。地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。 さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等の整備などによるホームからの転落防止対策を引き続き推進する。			
項 目	1 鉄道交通環境の整備	種 別	(2)運転保安設備等の整備
所管 中部運輸局福井運輸支局(技術・防災課) 曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。			
項 目	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	種 別	
所管 中部運輸局福井運輸支局(技術・防災課) 運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンの実施等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。			
項 目	3 鉄道の安全な運行の確保	種 別	(1)保安監査等の実施
所管 中部運輸局福井運輸支局(安全監査官) 鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。 保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設および車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。			

項 目	3 鉄道の安全な運行の確保	種 別	(2)運転士の資質の保持
所管 中部運輸局福井運輸支局(安全指導課) 運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識および技能を保有させるための教育および訓練が適切に実施されるよう運転管理者等に対し研修会等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄道事業者へ周知することで同種事態の発生の防止に努める。			
項 目	3 鉄道の安全な運行の確保	種 別	(3)安全上のトラブル情報の共有・活用
所管 中部運輸局福井運輸支局(安全指導課) 鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等およびその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することによる事故等の再発防止に活用する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。			
項 目	3 鉄道の安全な運行の確保	種 別	(4)気象情報等の充実
所管 福井地方気象台 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報(予報および警報)の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。 所管 西日本旅客鉄道(株) 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象を気象台や民間気象予報事業者からの気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、安全を確保しつつ、鉄道施設の被害軽減と安定輸送に努める。			
項 目	3 鉄道の安全な運行の確保	種 別	(5)大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
所管 中部運輸局福井運輸支局(安全指導課・監理課) 国および鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故等			

が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。 事故等が発生した場合の輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、鉄道利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。なお、情報提供を行うに当たっては、訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。 さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導する。			
項 目	3 鉄道の安全な運行の確保	種 別	(6)運輸安全マネジメント評価の実施
所管 中部運輸局福井運輸支局(安全監査官) 事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。			
項 目	3 鉄道の安全な運行の確保	種 別	(7)計画運休への取組み
所管 中部運輸局福井運輸支局(監理課・安全指導課) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測されるときは、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。 また、情報提供を行うに当たっては、訪日外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。			
項 目	4 救助・救急活動の充実	種 別	
所管 中部運輸局福井運輸支局(安全指導課・監理課) 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進するよう指導する。 また、鉄道職員に対する、自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動を推進する。			
項 目	5 被害者支援の推進	種 別	
所管 中部運輸局福井運輸支局 公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、国土交通省に設置した公共交通事故被害者支援室では、①公共交通事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能、②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーショ			

ン機能(被害者等からの心身のケア等に関する相談への対応や専門家の紹介等)等を担うこととしている。引き続き、関係者からの助言をいただきながら、外部の関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進等、公共交通事故の被害者等への支援の取組みを着実に進めていく。

項 目	6 鉄道事故等の原因究明と事故等防止	種 別	
所管 中部運輸局福井運輸支局(安全監査官) 鉄道事故および鉄道事故の兆候(鉄道重大インシデント)の原因究明をさらに迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員への専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図る。 事故等の防止又は事故が発生した場合の被害の軽減のため、運輸安全委員会の事故等調査で得られた結果等に基づく勧告又は意見に対し、必要な施策又は措置の実施を行うことにより、鉄道交通の安全に寄与する。 また、自然災害の激甚化や自動運転技術の普及等の社会状況の変化に対応し、運輸安全委員会の知見、情報のストックを活用し、運行の安全性向上に貢献する。			

第3章 踏切道における交通の安全

項 目	1 踏切道の立体交差化、構造の改良および歩行者等立体横断施設の整備の促進	種 別							
所管 中部運輸局福井運輸支局(技術・防災課)									
主要な道路で交通量の多い踏切道等については、連続立体交差化等により、踏切道の除却を推進するとともに、道路の新設・改築および鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。 加えて、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良等の対策を促進する。 また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。 さらに、特定道路や高齢者・障がい者の利用がある踏切道において、路面の平準化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。 以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な安全対策を促進する。 また、従前の踏切対策に加え、改札口の追加や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を推進する。									
所管 福井県土木部(道路建設課)									
主要な道路で交通量の多い踏切について、各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良等の対策を行う。									
<table><tr><td>種別/区分</td><td>事 業 量</td><td>事 業 費(千円)</td></tr><tr><td>踏切対策</td><td>1箇所</td><td>3,150</td></tr></table>				種別/区分	事 業 量	事 業 費(千円)	踏切対策	1箇所	3,150
種別/区分	事 業 量	事 業 費(千円)							
踏切対策	1箇所	3,150							
項 目	2 踏切保安設備の整備および交通規制の実施	種 別							
所管 中部運輸局福井運輸支局(技術・防災課)									
踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、踏切遮断機の整備を推進する。 自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等により事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を推進する。 高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。									
所管 西日本旅客鉄道(株)									
踏切道の見通し確保のために全方位型警報灯の整備を着実に実施する。また、複数事故歴のある第4種踏切に関しては関係者と協議の上、廃止や統廃合を推進する。									

項 目	3 踏切道の統廃合の促進	種 別	
所管 中部運輸局福井運輸支局(技術・防災課) 踏切道の立体交差化、構造改良等に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況や回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについては統廃合を促進する。その他の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。 (補足) 西日本旅客鉄道株 踏切の統廃合に関しては鉄道事業者として関係者と連携して積極的に推進する。また合わせて使用実態のない踏切に関しては関係者と協議の上、統廃合や廃止を推進する。			
項 目	4 その他踏切道の交通の安全 および円滑化等を図るための 措置	種 別	
所管 中部運輸局福井運輸支局(技術・防災課) 緊急に対策の検討が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、効果検証を含めたプロセスの「見える化」を推進し、透明性を保ちながら各踏切の状況に応じた対策を重点的に推進する。 自動車運転者や歩行者等の踏切通行者に対し、交通安全意識の向上および踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。また、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。 平常時の交通の安全および円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消や迂回に向けた災害時の管理方法を定める取組みを推進する。 所管 福井県警察本部(交通指導課) 踏切不停止や遮断踏切立入り等の、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを実施する。 (補足) 西日本旅客鉄道株 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対して、踏切支障時における迅速な踏切非常押ボタンの操作や早期脱出(遮断棒を押して出る)などの緊急措置の周知徹底を図るため、特に子どもや高齢者を重点対象に踏切事故防止キャンペーンを推進する。具体的には、学校、自動車教習所等において、踏切の通過方法等の啓発活動を引き続き推進するとともに、高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。			